

修史へ萬世不朽ノ大典祖宗ノ盛舉ナルニ三代實錄以後絕テ續ナキヘ豈大闕典ニ非スヤ今ヤ鎌倉已降武門專權ノ弊ヲ革除シ政務ヲ振興セリ故ニ史局ヲ開キ祖宗ノ芳躅ヲ繼キ大ニ文教ヲ天下ニ施サント欲シ總裁ノ職ニ任ス須ク速ニ君臣名分ノ誼ヲ正シ華夷内外ノ辨ヲ明ニシ以テ天下ノ綱常ヲ扶植セヨ三條實美は修史局總裁たるべき識見を具備して居つたのである。日本の精神、科學は君臣の名分を正し、華夷内外の辨を明かにすることに窮屈するのである。君臣の大義名分を遺れ、外國々體又は學風に阿附して之に臣従せむとするに至る如きは無知無學無識の所爲である。『修史』は『精神、科學の研究方法』である。それが『國體明徵』に歸趣するといふことが世界人類文化史上に於ける『日本』の現實的不可思議である。

七月八日維新以來の官制を改革し、神祇太政の二官を置き、神祇官を上位に班せしむ。九月二十六日三條實美に勅語を賜ふ。

汝實美皇道ノ衰運ニ際シ夙ニ恢復ノ業ヲ期ス竟ニ躬天下ノ重ヲ係ケ出テハ則鎮將入テハ則輔相能ク中興ノ業ヲ成ス洵ニ國ノ柱石狀ノ股肱狀切ニ厥偉勳ヲ嘉ミス乃チ賞賜シテ厥勞ニ酬ユ吁將來輔導益望ムコトアリ汝實美其懇哉

高五千石依ニ偉勳、永世下賜候事

維新の功臣として西郷二千石、木戸大久保廣澤千八百石、岩倉公五千石である。

明治二年正月二十三日毛利敬親、島津忠義、鍋島直大、山内豊範連署して土地人民奉還を請ふ。續いて各藩主上表版籍奉還を奏請す。六月十六日公卿諸侯の稱を廢し華族と稱し、徳川家達以下三百六十餘名を知藩事たらしむ。封建政治を廢し郡縣政治を施し、舊知藩事を免じ、三條岩倉其の實行方法を議す。薩長雄藩の協力を要す。大久保薩藩を擧げて朝權確立に努力す。三條等大久保に説き木戸と會せしめ、皆意見一致す。薩長兩藩に勅使御差遣を奏請し、毛利島津兩老侯及び西郷を起たしめむとす。三條京都に養病中の岩倉に書を送り勅命を奉じて鹿児島に赴かむことを以てす。岩倉に勅使を下し之を薩長兩藩に赴かしむ。

岩倉勅使一行明治三年十二月十八日鹿児島着。二十三日勅書を島津忠義に授く。西郷も岩倉に謁す。西郷東上して待命。

明治四年正月七日岩倉勅使一行防州に至り勅書を毛利敬親に傳ふ。岩倉二月六日歸京、敬親久光の奉命書を奏上す。

西郷木戸大久保等は山口にて岩倉勅使と別れ相携へて高知に赴き山内容堂父子に謁し、薩長土聯合の議成り、西郷板垣退助出京、三藩の兵を以て親兵を組織す。四月二十三日東西の兩鎮臺を置き、兵權統一の基礎樹立せらる。

六月二十五日内閣更迭。木戸大久保大隈佐々木高行、齊藤利行の諸參議をやめ、新に西郷、木戸を參議

とし、大久保を大藏卿とす。

木戸、大久保、西郷は封建政治打破郡縣政治によつて天下の實權を中心總攬すべきことを三條、岩倉に進言す。三條實美其の議を容れ、七月十一日岩倉と共に上奏親裁を仰ぎまつり、十三日廢藩置縣の發令を用意す。

七月十四日、小御所に出御、島津毛利鍋島山内四侯を召させられ版籍奉還の殊功を嘉し給ひ、細川護久、徳川義宣、池田慶徳、蜂須賀茂韶の建議を嘉し詔書を賜ふ。

更に在京の知藩事を御前に召させられ廢藩置縣を親諭せさせ給ひ詔書を賜ふ。
『朕惟フニ更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ外以テ萬國ト對峙セント欲セヘ宜ク名實相副ヒ政令一ニ歸セシムヘシ……』と宣はせ給ひし、『名實相副フ』天皇親政によつて『萬國ト對峙』するを得るのである。

十四日板垣退助大隈重信を參議に任じ薩長土肥の均勢を得しむ。十五日岩倉大納言を罷め外務卿となる。十八日大學を廢し文部省を置き、江藤新平を文部大輔に任す。二十九日太政官制を改革す。三條實美此日太政大臣兼神祇伯宣教長官に任す。

以上の諸施策、三條岩倉西郷木戸大久保意見一致して協力す。

條約改正の準備として歐米と對等の地歩を占めむが爲めに三條實美の特命全權大使を歐米に派遣する

の議嘉納せられ、明治四年十月岩倉具視全權大使となり木戸大久保兩參議伊藤博文山口尚芳副使となりて出發す。

條約改正問題の外、樺太問題にてロシヤと交渉し、臺灣蕃民暴行の處置に就いて、外務卿副島種臣は當時清國派遣中なりしも、陸海軍を朝鮮に派し居留民を保護し使節を派して京城に入り朝鮮政府と應對せしめむとす。

六年六月十二日閣議、板垣使節派遣に賛成す。西郷は軍隊派遣に反対し全權大使を派して談判せむとす。板垣江藤後藤諸參議賛成、西郷自ら大使たらむとす。三條實美は危害の大使の身に及ばむことを恐れて賛成せざりしも遂に之に賛成す。

八月十七日閣議、閣員異議なく西郷派遣に賛成す。三條實美箱根行在所に伺候して奏上、岩倉大使の歸朝をまちて發表することす。十八日西郷を招き勅旨を傳ふ。

九月岩倉大使一行歸る。十月十三日大久保を、十四日副島を參議に任す。十四日閣議、岩倉大久保は西郷派遣に反対、議決せずして散會。十五日再開、三條岩倉合議、閣議は西郷の主張容認と決す。十七日岩倉病氣の理由にて、又大久保大隈大木諸參議辭表を提出々席せず。西郷板垣江藤後藤副島出席、西郷は三條に即日上奏を迫る。三條一日猶豫を乞ふ。夜三條は岩倉を私邸に訪ひしも議調はず、大木の來訪に會し、大木を伴ひ岩倉を訪ぶ。深更西郷を招き岩倉の意を告ぐ。西郷は自説を固執し、議終に曉に徹す。

十八日拂曉三條急病參朝するを得ず、書を裁して岩倉に送る。

實美不肖ノ身ヲ以テ夙ニ殊遇ヲ蒙リ夙ニ大任ヲ負荷シ、日夜戰兢唯委託ノ重キニ背カシコトヲ是レ懼レ其職ヲ辭セント欲スルモノ幾回、然レドモ聖上宵旰國家多事ノ秋庶クハ鰐鈍ヲ竭シ聊カ鴻恩ニ酬イ奉ラント體勉奉職以テ今日ニ至レリ。而シテ不幸俄カニ病ヲ發シ殆ンド國事ヲ誤ラントスルニ至ル。是レ他ナシ、短才ニシテ微力其任ニ堪ヘザルヲ致ス所也。苟モ此ノ如ク其職ヲ盡スコト能ヘザルヘ止ハ聖明ノ德ヲ累ヘシ下ハ萬民ノ望ニ背タ。其罪死シテ尙餘アリ。實ニ恐懼慚愧ノ至ニ勝ヘズ。因テ速ニ職ヲ解カシコトヲ乞フ。伏シテ望ムラクハ閣下實美ガ衷情ヲ憐ミ察シ以テ収聞ニ達シ給ヘマ何ノ幸カ之ニ加ヘン 頗首

明治六年十月

太政大臣 三條實美

右大臣 岩倉具視殿

同時に岩倉に囑して闕下に執奏せむことを乞ひたる辭表、

臣實美不肖ノ身ヲ以テ叨リニ大任ヲ負荷シ、日夜戰兢在候處短才微力其任ニ堪ヘザルヲ以テ苦慮ハ餘俄ニ病ヲ發シ殆ンド大事ヲ誤リ國辱ヲ招クニ至ル。苟モ此ノ如ク其職ヲ盡スコト能ヘザレバ主ハ聖明ノ德ヲ累シ下ハ萬民ノ望ニ背タ。其罪死シテ尙餘アリ。實ニ恐懼慚愧ノ至ニ勝ヘズ。伏シテ冀クハ速ニ臣ガ職ヲ解キ臣ガ罪ヲ正シ給ヘンコトヲ謹ミテ奏ス

明治六年十月

太政大臣 三條實美

二十日車駕三條實美の邸に臨幸親しく其の病を問はせ給ひ、更に岩倉邸に臨み三條に代りて太政大臣の事務を處理せむことを以てせらる。然も三條の辭表は聞届けられず、三十日、

辭表之趣難被レ及ニ御沙汰、所勞之儀ハ否レ得レ止事ニ被思召候様補々療養ヲ加ヘ快氣次第ニ出仕可致候事

二十三日岩倉太政大臣代理を辭し、大久保等と善處の方法を講じ、此日參内朝鮮派遣使聞題の意見を奏上、一旦閣議決定せし西郷派遣の議用るられず。西郷板垣副島後藤江藤の五參議辭表を提出す。これ明治六年十一月二十五日なり。

三條實美は病を淺草橋場の對鷗莊に養ふ。優諫を下し屢次の辭表を允し給はず。十二月二十五日左の御沙汰を賜ふ。

汝實美再三辭表之趣全ク職掌ニ對シ至誠ノ衷情ニ出ツ朕之ヲ容納セリ然リト雖モ方今國家多事ノ際朕カ股肱一日モ闕クヘカラス更ニ汝ヲ信任ス汝實美其レ之ヲ勉メヨ

三條實美はやがて病癒え再び太政大臣となる。朝鮮問題破裂して新内閣組織せられ、伊藤博文、勝安房、寺島宗則等新に參議となる。七年四月島津久光内閣顧問となり、五月木戸は臺灣問題にて意見を異にし辭職、官内省出仕となる。明治七年赤坂喰違の變あり、岩倉右府征韓黨壯士の爲め負傷。二月佐駕

の變あり、征韓黨壯士江藤新平島義勇を擁し學兵、間もなく鎮定。臺灣生蕃征討の議起る。四月征蕃の師を出し六月平定。清國異議あり、大久保利通特命全權辦理大使として渡清、八月より十月に至り尊俎折衝北京條約調印。

征蕃後明治八年四月十四日立憲政體準備の詔勅渙發。八年十月二十七日島津久光、板垣退助下野す。此時帝國軍艦雲揚艦朝鮮沿岸江華島にて朝鮮守兵の爲め砲撃せらる。黒田清隆特命全權大臣井上馨副大臣となり朝鮮に赴き、九年一月江華府にて日韓修好條約締結。

九年十月二十四日熊本敬神黨の亂あり、ついで秋月の亂あり、二十八日萩に前原一誠の亂あり、いづれも明治維新の餘效である。十二月二十一日三條實美は勳一等に叙し旭日大綬章を賜はる。

明治十年一月三十一日夜より二月一日二日の夜に至り私學黨の壯士鹿兒島の陸軍省砲兵屬廠海軍造船所の兵器を掠奪し、歸省中の東京警視廳警官中原尚雄等十餘人を縛し、西郷大將刺殺供述案を構成し、隆盛を擁して政府に尋問するところありとて學兵、熊本城を囲み、内亂九ヶ月に及ぶ。

一月二十四日には東京御發輦大和京都行幸あり、熾仁親王、三條實美、内閣顧問木戸孝允、參議伊藤博文、山縣有朋と共に供奉仰付らる。西南の警報京都に達するや實美は木戸伊藤山縣等と謀り二月十四日車駕東歸延期と征討發令とを議定して勅裁を仰ぎ十九日征討の詔を發し京都駐輦、熾仁親王を征討總督に任じ、陸軍卿山縣有朋、海軍大輔川村純義を征討參軍に任じ帷幕の作戰に參して總督を輔佐せしむ。

總督本營を大阪に置き諸軍を部署して征討の準備をなす。

四月十四日漸く熊本城の圍を解く。日隅薩各方面に小戰闘ありしも大局に關係なし。これ神風連等の亂と共に徳川幕府の大權僭擬の餘效である。國內の一致と統一とは 天皇親政の下に於いてのみ可能であり、それが日本國民の永遠の憧憬である。

明治十年六月四日附三條實美が河鰐實文に贈りし書束に――

五月二十六日之貴翰相屆披見仕候。先以薄暑之候御無事御奉務之段遙賀之至ニ存候。小生ニモ壯健ニ御座候、御放慮有レ之度候。還幸モ御延引長々滯京困却仕候。御憫笑々々。西南戰爭モ未平定之場ニ不レ至憂慮仕候。猶一日モ速ニ凱旋之功ヲ奏候様遙望仕候。

御來示之如ク素ヨリ政府施設之宜ヲ失候ヨリ擾亂ヲ攬動致候義へ於ニ政府モ既往ヲ鑑ミ將來ヲ注意候事肝要ト存候。乍レ併創業之始ニ當リ未曾有ノ改革ヲ爲ス之際ニ於イテハ艱難ヲ爲スヘ當然之理ニテ、日之際九州之亂アル敢テ可レ驚事トヘ不ニ存申ニ艱難ニ陥リ始テ大事業ヲ爲ス可レ有ト存候。乍レ併成敗へ天也、今日之形勢興廢元ヨリ不可レ期ト存候。小生之心事筆紙之所レ盡ニ無レ之猶面晤之日ヲ期シ候。先ヘ一筆御回答旁如レ此候也 六月四日

二仲 時下御自愛御勉勵祈望候。揖取氏ヘモ宣御傳聲有レ之度候也

河 鰐 實 文 殿

車駕京都駐蹕五ヶ月、人吉城占領の後七月二十五日三條實美は車駕還幸を奏請す。二十八日御發輦、神戸より廣島丸にて三十日横濱より東京に著、御宮城へ還幸あらせらる。

九月二十四日西郷隆盛自刃、十月十日熾仁親王凱旋、山縣參軍等と共に参内、西南の内亂平定を奏聞す。

一六、回天實記に描かれたる三條實美

三條實美等七卿の西竄以來實美に隨從したる土方楠左衛門後の宮内大臣伯爵土方久元の、文久三年八月十八日より慶應四年正月元日に至る日記は、時代の推移脈動を知るべき史料としても實感體驗記錄としても珍重すべきものである。全篇を読みつゝ撮要摘錄し感想を附記して『三條實美の經歷と思想』を補足しようとするのである。これは諸家の日記々錄、又『三條實美公年譜』等の文献文化史的研究と共に此の純忠記錄を補足すべき研究の一つで引用は文脈の關係上多少重複するところもあるのである。今は重大時局切迫し一刻を争つて各自の職域に急就作業を進めねばならぬのである。元來明治維新史は思想戰史であるから引用の觀點は劇的所作繪畫的光景よりも思想的開展に置いたのである。

文久三年七卿が三田尻に着するや、左の如く朝廷に奏上した。

『微臣之輩、先日被_レ停_ニ朝參_ニ候_ニ付_テヘ、屹度相愼可_レ有_レ之所、攘夷之儀深被_ニ思召込_ニ候儀ハ親敷拜承候事ニ付、外夷掃攘、積年之數慮貫徹仕度志願ニ付、西國へ下向仕候。此段宜預_ニ御沙汰_ニ候也

八月二十七日

傳 奏 御 中

九月六日三條東久世兩卿は山口に行き七日歸路宮市天滿宮に參拜し、土方久元はその時のこと『回天實記』に、

『兩卿山口ヨリ御歸ニ付晝ヨリ勝坂關門マデ御迎ニ罷出ヅ。御歸ガケ宮市天滿宮ニ御參拜アリ御供致候處於ニ社内奇事有レ之心動ク。暮比御歸館……』

と記してをる。

元治元年三月五日の勅命に對し三月二十日長門宰相上疏す。その別封書に、

謹按 一尊開闢以降 天日嗣ノ知食賜堂々ノ皇國三千年之今日ニ至リ初テ夷虜ノ侮慢ヲ受ケ御國體難ニ相立儀何共悲憤之至奉レ存候辱クモ 聖明英武夙ニ醜夷掃攘之 叡慮被レ爲在天人感動癸亥ノ夏ニ至リ遂ニ拒絕期限被レ仰出候ニ付臣領内ニ於テ聊カ遵奉ノ驗敵愾ノ士氣相勵 天恩萬分ノ一奉レ報心得ニ罷在候處八月十八日ニ至リ 闕下變動之次第如何ノ御事ニ候哉其原由ヘ不レ奉レ得レ察恐怖之餘從來奉勅之始末巨細申上置於國元恐懼罷在候得共 玉座ノ御安危如何可レ被レ爲在哉ト寢食不レ安日夜憂苦罷在候抑癸丑以來確乎タル攘夷ノ 叡慮可レ被レ爲變御事ニハ不レ被レ在候得共當今人情輕薄萬一於内地一石敬塘如キ者有レ之間敷共難申然ラバ 玉座ノ御安危ニ相係候御大事ト奉レ存候ニ付再三申上候モ恐多候得共藤原實美初メ西下ノ儀ヘ全ク攘夷ハ 叡旨貫徹致度ノ外更ニ他念無レ之由其憂國思君

之誠意不レ被レ爲捨早々復職被レ仰付候ヘ、最前確定ノ御國是彌以凜然相立可レ申ト奉レ存候且又臣父子去秋以來上京見合候様トノ御事如何ノ御旨趣哉不レ奉レ測候得共去八月攘夷御倚賴可レ被レ爲遊トノ御沙汰ニ本ヅキ日夜心力ヲ盡シ罷居候得共上國ノ事傍観打過候テハ、臣子ハ至情不ニ相忍候ニ付父子間一人上京仕乍レ不レ及抽ニ丹誠一 叡慮御貫徹相成候様仕度奉レ存候區々ノ鄙誠天地鬼神ニ質シ可レ愧儀無レ之候間乍レ恐御憐察被レ爲降御聞濟被レ爲成下候様泣血奉ニ歎願候臣慶親誠恐誠惶稽首謹言
同二十五日『……清岡明日出足義助同伴ニテ上京ノ筈因州侯其臣荒尾駿河荒尾但馬等ヲシテ書面ヲ當藩家老ニ寄セ且ツ曩ニ 朝廷ニ上リタル書ヲ致サシメタリ』(回天記)とある池田慶徳の上書中に、
『……萬一右等聊ニテモ朝議御動搖御座候テハ自然天下之士民九重ノ深淺ヲ窺ヒ解體仕既奉ニ顧疑候者益疑ヲ生ジ遂ニ不レ信ニ朝命様可ニ相成畢竟列藩ヨリ草莽之士ニ至迄躍躍奮發仕候儀モ 至尊ノ聖德ヲ奉ニ感戴輔相之賢德ニ鼓動セラレ候儀モ御座候處此節ニ至リ攘夷變ジテ若開港ト相成候儀有レ之候テハ乍レ恐天下之銳氣此ヨリ相撓候事ト深恐入奉レ存候……何卒攘夷 叡慮御貫徹相成天下之人一心一和一致仕候様不レ堪ニ至願候人心一致仕候得バ武備不レ整共神州舉テ焦土ト相成モ是非夷賊掃攘之覺悟定メ候バ必 叡慮御貫徹ニ可レ至候間尙又御ニ 埴似レ爲遊多年ノ御宿志ヲ被レ爲遂候様仕度就ハ海内ノ人心一定仕候様ノ御處置無レ之テハ不ニ相成様奉レ存候萬一海内ノ人心錯亂仕候得バ忽チ其間隙ニ乘シ夷奴逞志仕候儀ハ必然之義ニ付先達テモ申上候通り三條家以下之人並長州父子之御處置其以不容易御大事ニ付何卒御心ヲ被レ爲留度奉レ存候……内地ノ變動ヘ素ヨリ夷賊之待所ニ御座候トモ

求テ彼ガ術中ニ陷リ神州ヲシテ渠ガ有トナラシムル理ニ當リ可レ申歟ト憂慮仕候乍レ恐萬一 皇國中内
亂起リ候テハ攘夷之一條如何可ニ相成一哉……文久四年甲子年正月十日 執事 慶 德』
同四月十一日には土方久元は佐世八十郎方へ行き『幽囚錄』一巻を借受けたのであるが、その前日に
は山縣狂介朋有等に面會饗應を受けてゐる。十七日は三條實美直書差立の使者として筑前へ行つて居
る。その書面には、『人心の一和專要』で『攘夷之御實效相立不レ申テヘ邦内攘亂之憂差起候儀へ顯然ニ
有レ之』といひ『今日之事者一國之儀モ天下ニ關係スル所不レ少候得者』といひ『實美今日ノ身分多レ憚
候得共攘夷ノ、叡慮ハ兼々奉レ伺候事故當國迄罷下候儀ニ候間……四月、三條實美、黒田美濃守殿』と
日附署名宛名してある。

五月九日土方復命、四日使を以て實美の許に差出したる美濃守返書にも『此時節柄、人心の一和專要ノ
儀ニ有レ之』とあり『不ニ存寄一段々預ニ御懇示不レ淺忝奉レ存候ニ付是ヨリモ無ニ腹藏鄙意吐露仕候失禮之
段ヘ不レ惡御聞取可レ被レ下候恐惶謹言、四月二十七日、松平美濃守、三條實美様』とある。

回天實記によれば當時三條實美を中心としての志士の交際は常に酒を用ひて氣焰をあげて居り、實美
よりも酒を興へ、『酒頂戴』といふ風に記載せられて居る。土方も眞木和泉守等も三條實美を『御忠誠、
無二ノ御方様ニ被レ爲レ在』(回天實記)として仕へたのである。

同三十日長門宰相奏聞書別紙には、

『如何程大艦巨砲御製造相成候共六十州中夷狄同様ノ人心ニ成果候ハバ、最早御國體ノ御挽回ヘ御六箇
敷可レ有ニ御座、利ヲ捨テ義ヲ取り先人心ヲ御作興相成候ハバ大艦巨砲ハ且戰且備候テ充實ニモ可レ互
無ニ不戰之精兵一ト申一語深旨有レ之候哉ニ奉レ存候事』

此の『且戰且備』は今日敵ながらも現に米英の實行しつゝあるところである。

元治元年六月九日の條に、京都より飛報あり、去る五日宮部鼎藏並に同志三條小橋の旅寓にて幕府新
選組に襲はれ死亡者七人負傷者四人二十三人捕縛、『實に憤慨ノ至覺エズ扼腕切齒候』『對州藩士井本藩
士等大勢來會之處孰モ慷慨激烈奮躍之勢ナリ』(以下引用は回天實記の文
州『筑前生兩人今日御詠之和歌共被下候御禮ノ爲拜謁ニ罷出候野唯人、田所壯輔今日出足ヲ以テ再ビ東
上ノ苦過日英國ヨリ歸候志道聞多馨井上伊藤俊介文博ニ於ニ瓦屋ニ面會ス隨分許多之奇聞モ有レ之從來唯夷
狄ヲ以輕蔑致候諸外國共軍備之充實文物之善美不可レ侮者之由發明スル處不レ尠』

同十二日の條に、

『今日ヘ終日三御殿に詰切人數調べ軍令取調べ等ノ御用アリ……當夜條公實ヨリ手ヅカラ御着用直
垂被レ下從來不ニ容易一輔翼之道相盡矣候處猶益將來ノ處賴入ル旨御挨拶アリタリ不肖ノ驚鈍不レ堪ニ感
激』『同十三日此爲皇威御挽回長門守殿御同伴諸卿方愈御上京ニ付早朝ヨリ人數調等頗繁忙ヲ極ム
……今日進發之總兵五萬人ト聲言ヘ』

七月二十六日防州上之關に着船直ちに長門守旅館に入り議論し、又實美は旅館へ引取の後も曉まで評議したのである。その内容は讃州多度津で京都敗北の報をきゝ長門守は直ちに引返したのであるが、抑々今般の上京は外夷攝海に入寇の風聞あり、曩に志道聞多、伊藤俊介が英國より歸來し歐米列強の實力に就いても考へてをり『不容易』皇國ノ大事であるから『伏ニ願下御懇訴被成候テ篤ト 故慮御伺國是御取極被成度御宿志ニテ是迄御進發被成候儀ナレバ』天王山暴動とは關係なく、彼等は『別々各々脱藩致シ主人之寃罪相訴申ヨリ起候事故』こゝで引返さば先手敗れ引取といふことになり、それと關係あるやに誤解せらるゝにつき『此儘上京被成度御趣意』なれど、此の情實陳疏に至らずして途中にて叛名を受けて斃るゝ如きこと、ならば心外なれば直ちに備前に向ひ池田侯に依頼せむと一決せしところへ、長門守より頻々の使者にて他領に滞在不宜一先領内上之關迄引取父子連席にて篤と熟議せむとて上之關まで罷下つたのであるとて五卿は此の趣旨を以て面議し、水野丹後土方楠左衛門も議論したのである。

二十七日大膳大夫よりの使者懇願して三田尻まで引返し軍議進退を決すといふことになり二十八日三田尻着。二十九日大膳大夫長門守 五卿と面議。三十日三田尻招賢閣に轉居。村田次郎三郎以下政務坐役四人參閣『備前御越之儀懇々御留申』是迄通滯在を懇請したるも五卿此儘滯在すれば『赤心貫徹之期至ラズ若中途ニテ命數相果』てなば『末代不義之名目ヲ負ヒ何時寃罪相雪可レ申哉是 天朝ニ對シ奉リテハ不忠又祖先ニ對シテハ不孝、臣子之道兩ナガラ失フ筋』なれば『是非共一先罷越候テ相試可レ申トノ御思立ニ御勧無レ之ニ付四人ノ者不及ニ是非引取』つたのである。八月一日夜清水清太郎參閣土方に面會備前

久坂義助等の提出したる嘆願書(七) 中に、

『奉レ蒙ニ 勅勘ニ候者ノ家臣ニ御座候得者、京城數里之外迄罷出號泣哀訴仕候』

とある號泣哀訴といふのは、畏くも 孝明天皇御製に『泣きみ笑ひみ』と拜しまつる如く當時の激情をしぬばしめらるゝのである。

書面嘆願書による言論戰は遂に武器戰となり、久坂、寺島、入江等戰死し、眞木は天王山に立籠り自盡し、福原、國司、益田漸く遁れて歸藩。

八月四日五卿山口着。五日外夷襲來風說頻にして砲聲聞ゆ。戰端開かる。和議の風說起る。九日の條に『昨日今日御父子共攘夷ノ御議論ニテ和議ノ御趣意少モ無レ之風說之處トハ甚相違ナリサレ共世間之風評ハ和ノ字愈々熾ナルハ是可レ怪可レ怪也奇也奇也』とあり、五卿より『嚴敷御論判アリ』(十日)とある。和議となる。五卿は立退きを藝備兩藩の中へ依頼せむとす。二十日奇兵隊參謀福田良助山縣小助有朋

三條實美に謁し、東行御見合せを懇請せしも許諾せず。

九月一日。長州藩にも俗論起りかけしも國難鎮まるまでは五卿踏留ることとなる。

十一月六日正論黨、藩公への嘆願書を再度五卿經由にて提出、其文中に、

『……且京師ノ變へ奸賊ト交鋒候ハミニテ 天朝へ對シ御申譯無レ之儀ハ決テ無レ之候假令御兩殿様正議御唱被レ遊候テモ奸賊 天朝ヲ廢蔽シ神州之國是ヲ誤リ候ハマ堂々ノ兵ヲ以テ先ヅ國賊ヲ御討滅被レ遊奉レ安ニ 辰襟ノ候程之儀モ可レ有レ之御座候ヘバ交レ兵候共一概ニ罪ト申譯ハ有レ之間敷候不幸ニシテ衆寡不レ敵挫折ヲ取候故俗論誣說ヲ起シ候ヘ共萬一京都之軍大勝ヲ得奸賊ヲ微塵ニ致シ候ハバ其時へ如何有レ之候哉。勝敗ヘ時運ニ有レ之一度之挫折ヲ以テ定論ニハ難レ仕候。然レバ征討論へ此節之義ニ起リ候事ニ無レ之候ヘバ三大夫以下ヲ罪シ御謝シ被レ遊候共決テ惄懃之心ヲ生ジ候儀ハ無レ之愈我畏縮ヲ悔リテ我虛弱ニ乘ジ可レ申候。素ヨリ京師之變へ君上御存知無レ之儀ニ候得共其申譯ノ爲今日迄同心合力患難ヲ共ニ御凌被レ遊候諸臣ヲ殺戮致候ハ乍レ恐君上兼テ御仁德トモ御相違被レ遊候御處置決テ御趣意トハ不レ奉レ存候ミ楠左中將家世三代王事ニ死シ一族之血肉野草ニ塗レ家亡ビ國滅シ候ヘ共萬世忠臣之鑑ト爲リ今日ニ至テ猶生ルガ如シ尊氏朝ニ官軍トナリ暮ニ賊酋ト爲リ天下之諸侯ニ詔諛シ終ニ將軍トナリ候得共後世人々其肉ヲ食ヘント欲シ高山彦九郎匹夫ノ身ヲ以テ其墓ヲ鞭ツニ至候。正邪之分曲直之辨存亡ニ預リ不レ申候。微臣等區々ノ微衷ニ堪ヘズ今日ニ至リ手足ヲ措ク處無レ之人窮シテ天ニ反ルノ誠ヲ思ヒ謹テ山口太神宮ノ社地常榮公ノ御靈前ニ參籠仕泣涕流血御國論ノ恢復奉ニ祈請候。一點之微誠御垂憐被レ下 神慮君心御符合被遊候ハ、微臣等ハ言フニ足ラズ御兩國之大幸天下之大幸ト

奉^レ存候。情意切迫言語忌諱ニ涉ルヲ不レ顧干ニ犯威嚴伏テ奉^レ待^ニ斧鉞候。微臣等昧死恐懼謹テ奉ニ

申上

甲子十一月

奇兵隊中
御楯隊中
脇懲隊中
遊撃隊中
八幡隊中
其外同志中

此の萩への使者は土方が申付られ單身藩公に拜謁陳述し、又五卿の直簡の提出をも申出で漸く取次あり登城、しかも大膳大夫病中にて寢處にて面會といふことになり、選鋒隊、俗論家四十人許一間に詰めて猛威を示し、執政參政五六人宛左右に居並び威儀嚴重、土方は直に進んで膝下に罷出で使命之條々密に陳辯、御直簡も渡したので『此度御使者ノ儀ハ單身敵地ニ踏込ミ樽俎ノ前使命ヲ辱メザル決心暗殺毒殺等、覺悟ノ前ニテ罷越候處案外非命ニ斃レザリシハ大幸ノ事ナリ木村長門守茶臼山ノ使節モ此行ニ比シテハ寧ロ平々ノ事ナルベシ呵々』と告白してをる。

十二月十三日昨夜高杉晋作暴發の催あり遊撃隊中凡八十人之に應する由奇兵隊中の天官新太郎より注

進あり土方參殿申上げ早速夫々呼出し申聞かせ漸く鎮靜す。これ五卿筑前渡海のことを憤りたるに由る。

慶應元年六月二十六日以後實美湯治し七月四日に至る。先日落馬負傷の爲めである。

當時筑前は俗論横行すれども『平戸藩へ闇藩正論君臣共更ニ異論無レ之由』七月十四日平戸藩佐々謙三郎實美に謁見の爲め參殿歸路土方を訪ひ、『平戸侯當年二十四歳ニテ學術モ正敷一藩正議純粹ニテ近來君側ニ俊才ヲ拔擢シ君公萬事直裁ノ由可レ感也。每朝五ツ時ヨリ四ツ時迄儒臣ヲ召シ經學御研究四ツ時ヨリ政府ニ出席スルト云』

十七日、土方は長藩伊藤俊介井上聞多と面會、兩人はその日到着せしもの、十八日兩人再び土方訪問依頼、薩人へ談判す。これ二人薩藩に赴かむとする爲めである。十九日井上伊藤實美に『拜謁』同日谷晋、伊藤井上同伴長崎に向つて出發す。此日土州薩久留米藩士は天王山戰死者を弔祭す。八月二十日谷晋長崎より歸着、薩長和解同心協力、『爲ニ邦家ニ可レ慶也』

二十四日、天満宮神輿渡御拜見。『竹ノ囃ト申神樂ヲ奏スルモノ來リ之ヲ聽ニ古雅尤可レ愛是ハ菅公御在世中村民共此樂ヲ奏シ慰メ候モノ、由ニテ此子孫今ニ四・五軒計相殘居御祭日ニハ必ズ奏シ候由ナリ』

十月六日、三條先府公七回忌實美進ニ供和歌一花題夜

夜もまた君やみるべきみかきもりたく火てらせよ花の下蔭

當時夷艦攝海入寇の風聞あり。十一月十四日小松帶刀、西郷吉之助急應隊を率ゐ蒸氣船にて上京。十

一月二十日平戸藩志佐岡右衛門來訪『初テ面會之處隨分人物ニテ今日之急務廉々議論致候』

慶應二年四月四日薩藩壯士三十八人到着。五日薩藩黒田嘉右衛門堀平右衛門以下五人土方と面會。黒田曰く去月二十八日國許出足途中に於いて幕目付博多着岸の飛脚に行逢ひ倍道兼行し、肥後領分に於いて堀平右衛門に逢ひ初めて詳細が分り一同憤慨、同人も同行昨夕着不取敢二日市の目付小林の旅宿に参りしも留守、今朝小林に面會して『僕曰承候得者使君此度五卿方へ御面會之上幕府之意向御申立ニテ浪華迄五卿方御伴被成舊位舊職等御復之事周旋之趣以ノ外ノ御處置甚了解不レ仕候。元來五卿方長州ヨリ御渡海之義へ幕府ヨリ奉ニ朝命候上之事ニテ弊藩始五藩へ守護被レ命候事故寡君父子ニ於テモ恭奉ニ天幕之命一同專心一意ニテ御守護仕候様固ク申付候。某等陪臣之身唯主命有ヲ知テ其他ヲ知ラズ設ヒ天幕之命ナリト雖主命之無レ之間へ五卿方他へ御移轉ハ事斷ジテ御請難レ仕又假リニ五卿方ニ於テ御同意被レ成候共某等御守護之身死ヲ以モ諫諍可レ仕候。若又使君是非共御伴被成度思召ニ候ハマ先以天朝へ奏聞ニ及ビ天朝ヨリ寡君ニ勅命アリ其上ニテ寡君ヨリ某等ニ下命致候儀ナレバ謹テ御請可レ仕候。然共弊國初ヨリ定論アリ假令朝命幕命タリト雖義ニ於テ欠ル所有レ之候得者如何様ニモ諫奏服命仕間敷候ニ付使君五卿方へ拜謁御歸坂之義へ御見合可レ被成若強テ被成候時へ弊藩僻國頑陋之風習壯士輩必奮激兵器ヲモ相携へ御守護仕如何様之亂階相開キ候哉モ不レ測何卒御熟察有レ之度旨申入候處幕吏等大ニ恐慌落膽不知所答少焉小林答曰貴下等之御論至極御尤ナレバ尙熟議御答可致云々折柄四藩之士亦參合セ候ニ付右陳述之次第申聞候處孰モ同意ニテ更ニ異議無レ之候間御安心有レ之度尙五卿方ヘモ宜敷右之

越御上申相願候云々ニテ其ヨリ參殿上申入夜四ツ時頃退出』

五月八日『今日モ新論御對讀致ス』九日土蕃山本彙馬忠亮肺病募り御奉公成難く憤慨之餘割腹。實美、山中忠亮が身まかりたるをいたみて

つるぎたち吾身のうきにそひ來つゝ旅ちの露と消えし人はも

『十六日早朝ヨリ參殿御相馬右相濟ミ條公ヨリ御手ヅカラ燈袋ヲ被レ下是ヘ 日本武尊東夷御征伐トシテ御出陣之勅御伯母様ヨリ御持領之品ニテ又其燈ハ誠ニ深キ御由緒アルモノニテ難有仕合ナリ

燈袋ヲカハストテ

ことしあらば打いで世にもあらはさむ石と金との堅き心を

今日ヘ山本忠亮一八日靈祭ニ付本願寺并墳墓ニ行禮拜暮頃歸宿』

二十一日。幕目付薩の勢を怖れ博多に轉宿。

六月に入り當時長州は藩内一致『戰ノ一字ニ相決居』幕府困窮、同藩内の紛糾を持ち居り色々策略を盡す。

七日。薩藩吉井幸輔蒸氣船ニテ昨日來着。期日國元出足君公使命を帶び當藩美濃守への書翰を携へたり。薩藩より坂倉老中に差出たる書面如レ左とあり。これも吉井が其際提示せしものであらう。其中に、『……朝廷時勢相應之御處置ヲ以寛典ニ被レ處候御趣意モ被レ爲レ在處御奉戴無レ之由傳聞仕天下衆人物議喧々不レ堪レ聞次第ニ御座候征伐ヘ天下之重典國家之大事後世青史ニ不レ恥ニ名分』大義判然相立チ其

御聞届被レ下候様奉レ願候右之越京都詰重役共ヨリ申上候様申越候ニ付此段申上候以上

四月十五日 松平修理太夫内 木場 傳 内

九日。『條公御近詠如レ左』とて、

大君はいかにいますか仰見れば高まがはらぞかすみこめたる

うれたきのやるかたなくて花鳥の色香をさへにかこちけるかな

玉の緒はうき世のちりと消えぬとも君にしらればうれしからまし

君によし知られずとても臣として臣たるみちをつくさざるべき

玉の緒よ絶えなば絶えぬかくも世に長らふとてもなす甲斐もなし

玉の緒はよし絶ゆるとも人知れすぎみがまもりとならましものを

かくばかり思ひくらせばはやり男のはやり心とひとやとがあむ

以上七首連作である。

十二日。吉井幸輔土方を訪ぶ。吉井は昨日福岡より引取り美濃守は病氣面會せず世子下野守に面會五卿のこと論判。小林甚六郎へも昨朝議論す。『同人此頃可憐氣色ナリト云』

十七日。吉井幸輔今日急行歸國暇乞に土方を訪ぶ。これは大阪表にて幕府より五卿護送を守衛五藩へ

令達し、『太宰府出張之五藩周旋方執モ國論伺之爲歸國』

此間實美は土方と相乗（相馬）してをり、十七日には長州蒸氣船二、帆船三其外小船數隻にて豊前田ノ浦門司浦を襲ふ。小倉砲臺と砲戦小倉敗北。田ノ浦門司陣屋民家不レ残焼拂ひ野戰砲四十門許火薬庫等悉く奪取同夜半引取る。小倉船三百隻許悉く焼捨て戦死五十餘人、長藩九人戦死等のことあり。

小林甚六郎は長州人と五卿との連絡阻止の爲め關所を設け通行人を改め度しといひしも諸藩士反対にて沙汰止となる。

七月十八日。天王山討死の面々の三回忌、其外處々にて死亡同志弔祭を營む。

二十九日『今般五藩へ左之通被レ達候由』とて『三條實美始五人之者共大坂表へ呼寄之儀此節手順宜敷取計出來候ハ、呼寄之儀へ勿論ニ候へ共萬一手間取候ハ、防長處置相濟候後ニ取計候様可レ致旨筑前表へ罷越居候目付小林甚六郎へ相達候右之趣御兩卿へ相達可レ申旨在坂年寄共ヨリ申越シ候ニ付此段爲心得『申進候事』とあり、その『者共』とか『呼寄』とかいふ用語を注意すれば幕府の態度明となる。

八月一日。去月二十七日より三日間小倉に戦争ありしどきゝしも土方詳細は知らず。

三日。大山格之助水野溪雲齋土方の旅宿に來り、去月二十七日長州小倉を襲ひ、肥後藩應援せしも敗北、それより長肥激戦となり勝敗不レ決兩引、晦日長人再び小倉を襲ひ、小倉大敗諸藩援兵潰走、小笠原閣老蒸氣船にて長崎に走り、一日小倉城陥落、五藩士相談して長州、勢に乗じ太宰府に押寄せ五卿奪取も不レ測、長人が諸卿に願出でたらば如何思召さるゝか、伺つてくれと申出、早速水野參殿申上げしに即日

拜謁を許され大山、古閑兩人にて伺ひしに『假令長藩ヨリ如何様願出候共御採用無レ之旨被レ申聞、兩人モ大ニ安心ニテ引取』

四日守衛五藩士一人宛博多に行き幕目付に速に歸坂せよと申出づ。五日伊集院直右衛門大山彦太郎長州へ密行。六日輪講會。大山格之介水野旅宿に來り曰く、小林甚五郎歸坂につき一度五卿に拜謁したといふ。（此の後の劇的場面は行動）

間もなく小林歸坂す。

十月二十三日。昨日大山格之助到着今日面會。同人十五日國許出足、その日小松帶刀、西郷吉之助一隊の人數引率上京。それは此節廢朝之儀甚だ不レ可レ然一日も早く朝議を盡し、幽閉の方々解慎五卿歸洛復職は諸侯上京までに決議すべしと飽迄建言すべき合にて不レ被レ行ば不レ止之決心なりといふ。大山肥後に一日滯留五卿復位五藩一致周旋したしと申入れ肥後も賛成。

十一月四日。當藩（太宰府）家老加藤司書以下十餘人萩藩と交通國事奔走の故を以て死罪になり殘黨二十餘人在獄、國家の爲め至誠盡力のものなれば救出したいと實美申出で大山に之を依頼す。大山委細敬承。八日大山來り、去る六日美濃守へ謁見申入れしに急には處置出來ぬも、重役に申付け屹度勘考可レ致御安心被レ下度といひしと報告す。

二十四日長州使者長府使者五卿慰問。二十八日實美滿盛院に移る。

慶應三年正月元旦、

旅ちとてみのふりゆくもしらぬまにけさは春にも成ぬとぞ聞 三條實美
くさまくらあかしくらして歳をのみつめるや何の心つくしそ
新らしき年は立けり何ごともあらたまれよとおもふけさかな 三條西季知
かぞふれば片手にはやもみちにけりあな心うの旅のはるかな 東久世通禕
三條西、東久世二人の歌は一首二文で含蓄なし。これは思想が通俗的で餘りに形式的でありそれ故に情意力が弱いのである。

『七日晴四ツ時參殿八ツ時退出。今日薩藩ヨリ來簡有レ之罷越候處大山格之助ヨリ書面來曰五卿方御歸洛、一條愈以御内定萬事小松帶刀へ依頼イタシ薩藩見込通ニ相運候苦其外正義之官様堂上方悉皆勅免ニ相成候之由ニテ十四日ニハ五藩ヨリ書面差出十五日ニ將軍參内朝議御決定之模様極密に奉レ承居候處主上十一ニ一日(二年十)頃ヨリ御異例御發熱被レ在御痘瘡ニテ御順之通ニ候得共右之爲諸事延引ニ相成正月中旬ニハ彼是御運ニ可ニ相成ニ云々』

『九日。……大山彦太郎中岡慎太郎去月三十日京都出足ヲ以今日歸着然處誠ニ意外之大變出來其次第八主上御異例之處終ニ客臘二十五日崩御同二十七日親王様御踴祚同二十九日ニハ御發表可レ在ト申御都合之由右ニ付先何事モ止ミニ相成薩藩モ實ニ落膽致居候由ナレドモ此上ハ尙以任ノ重ク相成候譯ニ付愈以盡力之筈ト云此凶報拜承一同相顧無言唯落涙而已殊ニ諸卿方ニハ多年至尊ヘ近侍聖明之御信任ヲモ被レ爲蒙候御身柄ユテ一時奸黨之譖ニ陥リ一朝禁闈ヲ辭シ流離顛沛具嘗ニ苦楚頻ニ焦慮

被レ成候得共不幸ニシテ御素志悉阻廢シ漸ク此頃ニ至リ稍雪冤之道相立僅ニ排浮雲天日ヲモ御拜可レ被レ成機會モ可ニ相至折柄又々此度之御都合ニテ嘸御嘆息御愁傷之御事可レ有ニ御座ニ御心事奉レ察事ナリ雖レ然愈々益々御憤勵是非共先帝眞之叡慮ヲ被レ爲續朝廷御回復鴻業御興被レ成候御志ハ萬々被レ爲レ在候也』

幕府も兵制改革洋式を取り入れ、一萬石の松平縫殿之助が水陸軍係となり水戸世子民部太夫正月三日近臣召連れ外國行き五年の見込。(二年佛蘭西)

長州にても人材登庸百姓陪臣にても器量あれは隊長となる。

二月二十五日。實美病氣の爲め長藩使者寺内嶋藏醫師竹田祐伯と見舞に来る。祐伯の見立は竹谷良亭の見立より手重なりとす。歸京は朝命といふにもあらず不満なれど薩藩の厚意と長州の無異議で薩の取計に一任。隨從者も諸卿歸邸安堵迄は辭別せぬといふこと大山も承知。
三月六日には實美土方と相馬。講『遺言』の後薩陣營に行き豚汁之馳走を受く。薩本國より昨日飛脚到着。西郷吉之助去月土佐に行き二十七日歸國。容堂并薩州大隅守上京の旨。長州海軍局之人速藤金助長崎への途中當驛着直ちに出發。八日實美病氣快方宇智山へ出遊。十四日竹田祐伯來り土方に條公も次第に輕快、『薩州醫師モ近々參リ可レ申且主人父子御様子如何ト相待居可レ申候間來十六日頃ニハ御暇相願歸國致度段申出候ニ付相考候處二十日比迄ニハ多分薩藩モ可レ來候間何卒夫迄ハ滞留致吳候様丸茂文恭ヲ以テ相談致承知致吳候事』とあり、諸侯の實美を重んぜしを知るべし。

十八日昨日到着の木戸準一郎孝允進物を以て主人父子の使者として五卿歸洛の挨拶に來る。

二十一日。薩醫前田杏齋來着。長藩の谷潛藏大病にて竹田祐伯呼返し、同人日夜兼行歸國。八ツ時より木戸を召す。土方も參殿御前にて御酒被下酒間準一郎頻に慷慨、一橋の膽略不可レ侮、又政令一新兵馬之制頗可見者あり、朝政挽回の機を失すれば家康再生せんといふ。

四月四日實美箱崎八幡宮に參詣海邊散步漁人の引網を見る。病中に付歸路は駕籠を用る時々馬に乗る。

十九日。『尾州兩生兼テヨリ條公盛徳ヲ奉ニ景慕居』如何なる賤役にても隨從申上度云々、守衛各藩の異論あり所詮不能と諭したるも兩人落膽當惑之體なれば一應條公へ申上げ薩藩へ示談の上路用金二十兩遣し一先京都藩邸へ潜伏、時節相待つやう申含め漸く得心引取り出足す。

五卿鬼狩、瀧見、觀螢、社寺參詣等をなす。

五月六日。實美歸洛につき長藩へ暇乞又從來の厚情を謝する爲め森寺大和守、渡邊左衛門を遣すにつけ薩藩と打合せよと土方に命す。土方大山格之介と相談す。

二十五日。楠公祭日依例祭禮あり士分一統へ御酒被下。

六月二十八日。實美病氣快克滿盛院より歸館。七月一日實美發熱甚し。夜快方に向ふ。二日實美大に快方安心。

七月三日。水野溪雲齋旅宿にて大山格之助前田杏齋に面會。杏齋は『御體質御薄弱之方』なれば當地風土濕氣多く適せず『條公御一身ハ國家之安危ニモ繫ハリ候大事之御身體故』京都へ歸任療養尤可レ然

といふ。五日實美は再び滿盛院に移轉す。

七月。田中健助光顥去月十七日京都出足此日着宰。上國形勢斷然決策を要し『薩藩ハ其覺悟ニテ長モ同論ノ由何レ兵力ニテ決行之舍ナリト云快矣』

七月十九日。天王山亡友弔祭。

薩の村田新八長の品川彌次郎等京都長州宰府間に連絡す。土佐の後藤象次郎は『此頃萬國公明之正理ニ基キ幕府ヲ諸侯ニ降シ君臣ノ名分ヲ立以テ王室尊崇之義ヲ天下ニ明ニスペシトノ議論』を唱へ薩藝宇和島も同意愈々實行と決論の由と二十一日の條に記す。土佐も國論振興從來の内輪揉睡眠より覺醒せり。

八月二十六日。實美の内命を受け戸田雅樂三郎尾崎長崎外人之事情探索之爲出發。

九月二十一日。森寺大和守長州より歸來。大山格之助亦大久保市藏同伴今日京都より歸來、長州に立寄り十九日市藏と分れ罷越す。格之介島津隅州の使命を齎し五卿に申すに『上國ノ形勢最早絶ニ言語申候。春來色々致ニ盡力候得共時態種々ニ變遷思様相運不レ申此上へ最早議論之周旋位ニテハ無益ニ付長藝土諸藩ト合同兵力ヲ以断行致候外手段無レ之ト申ニ一決シ當月末迄ニハ各藩出兵十分名分之正敷處ニテ事ヲ學ゲ成否ハ不レ顧國力ヲ盡シ天朝之御爲相謀候次第ニ付何卒五卿方ニモ來春御歸洛御運之處ヲ以御轉座被レ遊度中原ニテ事ノ起ルヲ山陽道邊ニテ御聞被レ遊候様ナレバ至極好都合ニ存候ト申事故諸卿方ニモ御同意被レ成薩藩ヨリ御迎船相廻次第御發輿ト決定其旨格之介ヘ御答相成候也。同人明日早曉出足歸國之筈右ニ付四藩周旋方御呼出ニテ御歸洛決議之趣申達候事』

二十四日には條公、西三條殿乙金村里正高原善次郎方に立寄り茸狩魚獵、
十月三日。三條先公忌辰相當ニ付祭典。實美述懷、

慶應のはじめのとし水無月三日の日はしも、ちくぎみの七回の御忌にあたりけるを、草枕
たびにしあれば御墓につかへまつることもなく、はたいつきまつらむみたましろもなけれ
ば、もちこし御歌の色紙をかけてすぎにしむかしをおもひしひびつゝ

いかにせむゆきてをがまむさが山も八重の潮路のたちへだてたる
とよみしことありき。今日しもまたかの御歌をかけ奉りいつきまつりつゝむかしをおもひいでて、
故郷のそらをあふぎつゝみかけをしぬびますに、すきにしかたのみおもひいでられてよのさまのう
つりぬるもいとかなしくうれたきに、おのれ旅にいでてはや五とせにもなりにければ御墓につかうま
づらでとし月をすごしつることのいと心ならず追慕の情にたへがたくてかくしるすときは慶應三年十
月三日。

五日。一昨日歸洛、諸用度之内へ守衛五藩より金子各五百兩宛獻上、今日挾拶の爲め八ツ時より五藩
士を執行坊へ被^レ召寄^ハ、御酒被^レ下、夜に入り五ツ時比各御暇被^レ下引取跡にて執行坊家族共被^レ召御酒被^レ
下其より一同御歸館。

七日。五藩より諸卿に御酒獻上八ツ時より執行坊へ御入り頗る盛會夜に入り引取^(土方)自分共休息は夜半
比。薩長土藝等五藩と連絡出兵上京について實美は内使を派して軍機を監察す。長崎に派遣せられし

戸田雅樂は長崎にて小銃一千挺外國人より買入れ、坂本龍馬等と同伴土佐に赴きそれより上京當月十七
日京師出足長藩に立寄り歸る。十月二十五日の條に、

『今月十三日ニ將軍家ヨリ五十幾藩重臣之者ヲ呼出將軍曰保平以來天下之大政歸^ニ武門^ノ殊^ニ我祖宗ニ
至テヘ別テ蒙^ニ寵遇^ニ累世相承ケ降テ此方ニ至候處薄德天下之人心ヲ失ヒ祖宗ノ遺業ヲ不^レ能^レ繼依テ爰
ニ征夷之職ヲ拜辭シ天下之大政ヲ^ニ朝廷ニ奉還スルノ所存ナリ。各藩ニ於テ存寄有^レ之者ハ無^レ憚可ニ
申出^ニ云々。其ヨリ引入候跡ニテ板倉闇老出曰議論有^レ之輩へ姓名相記居残可^レ申ト。由テ薩ニテ小松帶
刀西郷吉之助大久保市藏、土州福岡藤次後藤象次郎、藝州辻將曹、備前牧野權六、宇和島都筑莊藏等
居残候テ尙又將軍へ面議有^レ之十四日ニ又々薩藝備土因之面々ヲ將軍ヨリ呼出面議之筋有^レ之同十五日
ニ將軍參內ニテ大政致^ニ奉還^ニ度旨及^ニ奏聞^ニ同十六日迄退出無^レ之十六日ニ漸^ニ朝廷ヨリ御許容相成直
中幕府支配地取締向是迄通被^レ仰付^ニ大事並外夷處置振諸侯御召等之儀へ。朝廷ヨリ可^レ被^ニ仰出^ニ旨御
沙汰ニ相成候由ナリ。且薩藝土宇和島之儀へ別テ速ニ上京可^レ致旨被^ニ仰出^ニ候由右ニ付 小松帶刀西郷
吉之助同十七日ニ京師出足五百人計之兵ヲ引致歸國候由、歸懸長ニ立寄二十二日山口ニ行候由ナリ。
形勢漸^ニ動キ始メ可^レ賀可^レ賀。乍^レ併幕之深意如何可^レ戒可^レ戒、何ニ致セ將軍ハ非常之人ナリ雖^ニ奸非ニ
凡奸^ニ』

小松西郷は二十三日之夜乗船歸國其より七日を不出薩公上京之苦の由三田尻に立寄り打合有^レ之苦と

云ふ。小松は直に土佐へ赴きし由。

十一月二日。五卿會議の席へ土方を召す。七百年來の舊弊一新政權朝廷に歸する場合なれば傍観するは臣子の分にあらず上京十分獻白をなし、進退死生は伏_ニ闕下潔く朝命を待つに一決、土方に薩侯三田尻立寄りにつきこゝに待合せ此の意見を申述べ彼は協議して歸れと命す。土方早速支度し夜四ツ時半比出足徹夜急行す。

三日終日急行暮過小倉着、烈風潮候悪く渡海叶はず一泊。四日も烈風寒氣渡海叶はず、大里迄陸行乗船八ツ時下ノ關着。五日暮三田尻着。六日重役鹽間鐵藏に面會長門守は岩國に行きをり四日山口に歸る云。藝薩の申合には當月二十日を期し兩候上京之筈なれば今明日位には薩侯着船なかるべきに由り明朝より山口に行く筈。七日三田尻出足山口着。九日宿に竹田祐伯來訪中へ木戸準一郎廣澤兵助來り曰く『於宰府ニ五卿方御上洛被レ遊度旨薩藩へ御相談モ無レ之五藩へ御沙汰被レ爲在候様子馬關邊ヨリ傳聞致候其ニテハ薩藩ヲ俗藩同様御覽被_ニ成候譯ニテ可レ有レ之且此度ハ實ニ大事之機會ニ候處既ニ錯誤ニ相成何分驚惑之次第ニ御座候於_レ薩モ定テ愕然之事ト被_ニ察候ニ付薩藩へ書簡差立候事ナリ御地ノ實況如何哉ト』答へは薩藩を他の俗藩と一列には致さず出宰之薩士にも相談の上にて三田尻に罷越し篤と薩侯御着船を待受け打合せ其上にて進退を決議致す筈といふ。諸藩動搖向背定まらず。

十六日土方三田尻に歸り、『今夕ハ薩侯御着船ニ付長門守殿モ當地へ御出張、津和野侯モ御出ニテ市中ハ大混雜』十七日中ノ關に行き薩藩黒田嘉右衛門に面會、五卿の趣意委曲申述べしに、役筋とも相談

主人着船の上決答可_ニ申上_ニといふ。

十八日。薩侯昨日着船。今日世子君關矢口に出向き面議の筈。夕方黒田嘉右衛門より來簡、書中に曰く『昨日御示談一件尙篤ト役々之者共ト遂ニ評議ニ候處何分京都ヨリ一應御報知申上候迄ヘ聊モ御動搖不レ被_ニ爲在候様有ニ御座ニ度候。實ヘ右之一件ニ付大脇彌五右衛門同豊之助兩人へ委細申含態ト國許ヨリ宰府へ差出候間左様御承知可_レ被_ニ下尙巨細之儀ハ當藩木戸廣澤邊ヨリ詳ニ御承知被_ニ下度云々ト。七ツ時ヨリ福羽文三郎君公之内命ヲ以來リ三條殿御機嫌伺上候旨申參候』

十九日。木戸廣澤土方を訪ひ『三條様御進退之儀ハ昨日黒田ヨリ書面ニテ得ニ貴意_ニ候通被_ニ成度』といひ、薩侯は今朝出帆二十一日着坂二十二日滯留直ニ上京藝藩も畧_ニ其通長藩は徳山より世子平六郎岩國より家老一人宗藩より家老毛利内匠手勢引率ニ十六日出帆藝藩と待合せ二十八日迄には西ノ宮迄進み時機相待ち申す約束云々。兩藩共議論位にては相運ばぬ見込臨機應變の處置に及ぶべき由。土方出發二十一日下關一泊。二十二日徹夜急行にて着宰、直に滿盛院に行き復命。二十二日の條に

『今月三日ニ五卿方ヨリ五藩へ被_ニ達候書付左之通、

今般東上之趣意一々申ニハ不_レ暇候得共第一先帝崩御 今上御幼若之場合攝海開港差迫之折柄被_ニ爲_ニ復_ニ朝政_ニ候段被_ニ仰出既ニ東西諸藩御召之趣實以不_ニ容易_ニ神州之御大事今日ト相考憂念實ニ難レ止候因テ一同上京相決速ニ發途致度候固ヨリ負罪之身猥ニ 朝政ヲ奉_ニ議候ハ恐入候得共積年之素心聊臣子之微忠ヲ盡萬死 聖斷ヲ仰之外更ニ他辭無_レ之候事』

二十三日實美大山格之介を召し諸卿東上は大隅守上坂の上一廳の報知する迄見合の旨申聞え他四藩へも右の趣通達。二十四日東久世供一人つれて長崎へ微行。三十日土方薩藩使者大脇彌五右衛門、同豊之助と會合。三條實美等の此間の苦心察せらるゝのである。

十二月三日森寺和州來り曰く京師より一左右あり去月十五日夜河原町下宿にて坂本龍馬大山彦太郎中岡慎太郎并龍馬僕共三人暗殺せられ、龍馬即死彦太郎十七日死し、僕は十六日夜死す。十八日夜山陵衛士伊藤甲子太郎も暗殺せらる。『實以遺恨忿慨之次第ナリ』四日薩藩一統より坂本以下の遭難に見舞品来る。

五日本願寺に坂本直柔龍馬中岡慎太郎道正の亡魂を神道を以て祭り御殿より賜物あり又御側中及び隨從之面々薩藩士等も弔ひくれ條公より被レ下し詠歌、

世を思ひ身を思ひても誓ひてし人のうせぬることぞ悲しき

武士のそのたましひやたまちはふ神となりても國守るらむ
君がためよのため思ひ歎くには悲しといふも悲しかりけり

六日には土方は満盛院に出で、それより諸所へ『昨日之禮』に行く。十一日東久世長崎より歸る。十二日

一日實美は森寺を長州へ微行せしめ答禮を兼ね事情を取調べしむ。

十四日夜五ツ時過土方實美より召され直ちに罷出で今夕京師よりの一左右を齎し薩の西郷、晋、吾從、大山彌助、巖兩人到着いよ／＼此度復位被レ仰出たれば御迎の爲め蒸氣船にて罷越したりとのこと。日取は十七日寅刻御供拂を以て發輿博多より乗船と確定長々流寓艱難今日漸く復位。

本宰府にてかしこも復位の勅命からぶりて

身にあまる恵にあひておもひ河うれしきせにもたちかへるかな
かへらじと思ひ定めし家路にもかへるはきみのめぐみなりけり

十五日。當藩黒田家より祝の肴一折到來。『於御本陣士分一同へ御酒被レ下大山彌助ヘモ同斷ニテ委細京師變革之事情承レ之』――

八日御所に大會議開かれ總裁熾仁親王議定純仁親王晃親王を始め中山正親町三條中御門大原萬里小路長谷岩倉橋本の諸卿、并に尾張越前藝州薩州及び我老公容堂等出席、各藩重臣にては田宮如雲丹羽純太郎田中邦之輔尾張中根雪江酒井十之丞越前太久保市藏岩下佐次衛門薩州後藤象次郎神山左多衛土州辻將曹久保田平司藝州等にて主上臨御中々の御議論ありし由。岩倉卿を始め薩藝は討幕を主張、土越其他は朝幕一和説を唱へ互に確執一時激論せしも終に岩倉説に一決左の號令發表、

『徳川内府從前御委任大政返上將軍職辭退之兩條今般斷然被聞食候抑癸丑以來未曾有之國難先帝頻年被惱宸襟候御次第衆庶之所レ知ニ候依レ之被レ決ニ御慮ニ王政復古國威挽回之御基被レ立ニ候聞自此攝關幕府等廢絶即今先假リニ總裁議定參與之三職ヲ置レ萬機可レ被レ爲ニ行諸事神武創業之始ニ原ヅキ緒紳武弁堂上地下ノ別ナク至當之公議ヲ竭シ天下ト休戚ヲ同ク可レ被レ遊ニ付各勉礪舊來驕惰ハ汙習ヲ洗ヒ盡忠報國之誠ヲ以可レ致ニ奉公ニ候事』

同日長州侯父子の官位を復し五卿も復位す。

一七、謙抑臣道規律實踐者三條實美

紀元二千六百四年、昭和十九年は日本歴史上未曾有の重大時機である。米英は四方より神州に侵襲しつゝある。全國民は決戦態勢に結束しつゝある。それにも係らず筆者は老齢とはいへ倫安の日夕を送りつゝある反省せしめらるゝのである。諸種の會合特に婦人會の如きは人手不足の折柄頻々たる會合の消閑饒舌を加減するまでに至つて居らぬ。油斷して居つた！と懺悔するその瞬間が既に油斷の連續である。他人事ではない省みてまことに相濟まぬことである。

廣義の役人は、新聞や放送と聲を合せて戰局の苛烈と航空機船舶の増産とを絶叫する。しかしながらまだ銃後國民の心構には前線勇士の心構に及ばぬところがあるかと思ふ。戰の最中に於いても『軍學』は必要である。臨戰態勢の心得を研磨するのが『軍學』である。

軍學、兵法といふことは國民皆兵、總力戰の今日に於いて、古今東西洋の戰爭論を綜合して『日本軍學』に抱納せらるべきである。『用兵』の『道』が人生の法則である。此の『道』は日本臣民の行くべき道である。軍學、兵法、戰略、戰術、またそれに伴ふ思想宣傳謀略、それら一切の基礎をなす『教育』の原理と實際とを、近世自然科學・技術の發達と隨伴せしめねばならぬのである。

此の『道』臣民の行くべき道はたゞ一筋の道である。それは『承詔必謹』の臣道である。教育勅語、軍人勅諭に臣民の行くべき道は勅命あらせ給ふのである。實に難有いことである。そこで我々日本臣民は此の臣道實踐の手本を學ばねばならぬのである。

吉田、松陰の思想は楠木正成のそれと共に現在の國民生活に決定的の感化を及ぼしつゝあるのであるが、此の二人の忠臣は所謂成功者ではなくその忠義が後世にまで不朽に傳へられて居るのである。三條實美的忠義は現世に於いて開花結實したと見らるゝのであるが、それは『此世をば我世とぞ思ふ』といふやうなのは全く反対で『些ハ矜伐驕横ノ態ナシ』（『回天實記』卷首）であつて此の『謙下』が『誠忠』又は『純忠』の動因であり力源である。（『功を辭して謙下す』太平記 卷第十一 正成兵庫參向の條）

臣民相互間の信賴と結束とは『謙抑』によつて實現するのである。

今日謙抑臣道の模範三條實美的思想を研究して昭和の『軍學』の心理學的基礎に些かにても貢獻するところあらしめたいのである。

平家物語卷頭の『驕れる者も久しからず』の一句は『盛者必衰の理』の理論よりも史實に密着して居るのである。威張つたり驕つたりするのは賢明の態度ではなく愚瞞の致すところである。『天皇曰く戰に勝ちて驕ることなきは良將の行なり』と神武紀に拜するのである。また同紀に『退き還りて弱き

ことを示して神祇を禮^{キヤマヒ}祭^{ヒノカミノミオキホヒ}ひて日神之威^{ヒノカミノミオキホヒ}を背負^{ソビラニオヒ}まつり影のまゝに壓^{ミカク}躍^{オツヒツ}まむにしかじ』といふ。祭祀禮拜し、神威を負ひまつるとは謙抑臣道の規律の下にこそ軍の威力が發揮せらることである。

東京帝大教授文學博士和辻哲郎氏の『日本倫理思想史』第一巻は『尊皇思想とその傳統』である。和辻氏は帝大教授中の實力ある篤學者であると思ふが、同書の『江戸時代末期の尊皇思想』中で山縣大貳、林子平、藤田幽谷、會澤正志齋、藤田東湖、賴山陽、吉田松陰、平田篤胤を中心としてその周囲の人物の思想をも論じて居るのであるが、三條實美、鹿持雅澄の思想に論及せぬのは、現歌壇に於いて着實の研究業績を發表しつゝある川田順氏が『幕末愛國歌』で三條實美を岩倉具視とならべて共に之を六首組に入れて十首以上組の下風に置いたことと共に、三條實美が歌人としても重んぜられず、又その忠義思想の人生觀國家觀の價値が大正時代以後の知識人間に知られて居らぬ事實を反映したものである。

三條實美と緊密の連絡をとつた志士が吉田松陰門下と鹿持雅澄門下とであつたことは夜久正雄氏の研究發表したところである。吉田松陰のことは誰知らぬものも無いのであるが、鹿持雅澄は『萬葉集古義』の著者であつて、此の『古義』は畏くも明治天皇の御内帑金を賜つて出版せられたもので古典の註釋としては本居宣長の『古事記傳』と比肩して決して劣るものではない。佐佐木信綱博士の『校本萬葉集』では此の『古義』の著者の態度を貶して居るがこれは『藝術の爲めの藝術主義』の感化であつて、佐佐木氏が貶議して居る『古義』總論の古學論の如きは千古の卓説である。土佐勤皇志士の中心人物武市半平太が雅澄の甥でまた門人であり、松陰門下と親しかつた武市が三條實美の同志姉小路公知に授けられてからも赤貧雅澄の塾風を忘れなかつたといふことである。

眞木和泉の歌

仕へ、土佐の山内容堂は三條實美的近親者であり、實美を中心として活躍した中岡慎太郎は武市半平太の志の繼承者であつた。

眞木和泉、久坂玄瑞、平野國臣の如き志士であり歌人であつた人々と三條實美との思想的交通連絡も注目すべきである。鹿持雅澄の門人では武市半平太の外、佐々木高行の如きも明治の功臣として侯爵を授けられてからも赤貧雅澄の塾風を忘れなかつたといふことである。

かゝる身になりてさこそと思ふかなたぐへて見むはかしこかれども
五月廿五日は楠公戰死の日なりとて昔は人々うちつどひて何くれと手向などしけるを、今はさるべき身にもあらず、きりとて空しく打過ぎむも心うきわざなれば、神酒さゝげてひそかに祭るとて

おほ山の峯の岩根に埋みけり吾がとしつきの大和だましひ

『わがとしつきの大和だましひ』といふのは長い年月の間そだてまもつて來た日本魂といふ意味であらうが、ワガトシツキノといふ一句は生硬である。愛國百人一首には『埋めにけり』となつてゐる。『埋

む』と『埋む』とでは語感に大差がある。『埋む』は湯に水をウメル、借金の穴をウメルといふやうに用ゐらるゝ。北畠親房が神皇正統記に其子鎮守府將軍顯家の戦死を叙して『同五月和泉國石津ト云フ所ニテノ闕ニ時ヤイタラザリケン、忠孝ノ道コ、ニテ極リス。苔ノ下ニモウヅモレス者トテハタマイタヅラニ名ヲノミゾトマテシ。心ウキ世ニモ侍ルカナ』といふ。『苔ノ下ニモウヅモレス』といふウヅム、ウヅモルといふ方が具象的であり、ウム、ウメラルの方が抽象的である。損失の補填を穴ウメといふのである。此の辭世の一首は三條實美的許に贈られたと傳へられるのであるが百人一首に選ぶには適さぬと思ふのである。『埋めけりこの年月の』となつてをるものあり『みねのいはま』となつてをるものもある。

『かゝる身に』の一首の方が語法句法に無理がなく含蓄があつて感應威力がある。

眞木保臣の天皇親征論は長州の久坂玄瑞、肥後の宮部鼎藏、土佐の武市半平太等の賛成するところであり、三條實美はその思想的統率者であつたのである。眞木和泉は土方楠左衛門、宮部鼎藏等と共に三條實美に従つて長州へ下つたのであるから、これは三條實美中心の思想團體である。長州の久坂玄瑞も亦七卿に隨つて長州に下つたのである。玄瑞も學者であり歌人である。その俟採擇錄には山縣大貳に就いて其の略歴を述べて後『嗚呼高山仲繩蒲生君平前既有斯人。距レ今殆一百年而湮滅不レ顯者學者多懼レ罪顧レ死不ニ敢筆一耳不ニ敢言一耳』とある。勤皇思想とは忠義の血脉である。

玄瑞の歌

辛酉江戸遊學中二十首の内

けふもまた知られぬ露のいのちもて千歳を照す月を見るか

文久二年作

玉藻刈る富海の浦ゆ大船に真穂しづぬき都にのぼる

文久三年作

ふるさとの花さへ見すに豊浦の新防人^{ニシサキハラ}とわれは來にけり

吉田大人の事を思ひて

世の中の事し思へば君の身の過ぎにしことの悲しきろかも

これらの歌があるにもかゝはらず、『執り佩ける太刀の光はものゝふの常に見れどもいやめづらしき』
が愛國百人一首に取られてをる。

宮部鼎藏の歌

いざ子ども馬に鞍置け九重のみはしの櫻ちらぬそのまに

これは畏くも孝明天皇御製に『戈とりてまもれ宮人こゝのへのみはしの櫻かぜそよぐなり』と拜するを拜誦して作つたものであらう。

土方久元は回天實記の著者で七卿落ともに三條實美に隨從してをつて實美とは最も深い關係がある。實美の同志福羽文三郎^{美静}が勅命によつて萬葉集古義刻本に序文を書いたことをもこゝに記録した

いのである。その序文の一節を抄出する。

『……近世土佐の學士鹿持雅澄萬葉集古義を著はせり。尊輯ことにひろし。其勞あもふべし。この書註釋書中の上位におくべき書なり。わが明治聖上の爲にこれを奏する人あり。上命じてこれを土佐にめさしむ。……本編百卷は福岡孝廉が奉れる所、附錄二十餘卷は飛鳥井雅慶の奉れる所なり。上すなはち宮内の官吏に勅してこれを刻本となさんとしたまふ。……今其刻本となしたるはかの福岡以下門人數名が校正して進獻する所の原本にしたがひて加除添削をふさゝるものなり。今かく其刻本となれることのよしを聊しるしてこれが序文となす。この序文をそふるも上命によれるなり。あなかしこや。明治十二年八月。元老院議官福羽美靜宮内省文學局にありてしるす』

宮内省出仕近藤芳樹が杉孫七郎を通じて内奏したといふことである。(名著刊行會「萬葉集古義」の「鹿持雅澄翁略傳」)

又鹿持雅澄が『日本外史難批』で皇室に對し奉りて臣道の敬禮を失ひたるを指摘したことは、吉田松陰の賴山陽評北條時宗評と共に注意すべき事項である。臣道規律を嚴守して思想批判を加へなければ巨大の軍備も油なき艦船航空機、彈薬なき銃砲の如きものとなるのである。忠節の誠心こそ戦力の力源である。忠誠心は武器に代替換置せらるゝ『概念』ではなく、武器を製作裝備して之を編制活用する『精神力を源』である。此の現實的活動力源がシキシマノミチに表現せられて、それによつて呼應し共鳴し脈絡して總力戦を戦ふのである。

一八、孝明天皇御製拜誦攘夷の叡慮を偲びまつり 三條實美の悲願を照明す

三條實美は孝明天皇・明治天皇の兩朝に仕へまつたのであるが、其の奉仕は明治維新を中心としてゐるのであるから、其の一生を貫いた『叡慮を安んじ奉らむ』また『叡慮貫徹』の一念こそは、其の全生涯の思想と行動との主導動機であつた。それ故に三條實美的思想と行動とを研究し、其の諸事實を認識し、其の行動を批判するには、其の心意情操をつなぎまつりしところの叡慮をしのびまつらねばならぬのである。こゝに孝明天皇御製を拜誦謹解しまつりて、以上の論述を統合しようとするのである。

明治天皇の御製を拜誦しまつり、孝明天皇の御製に拜しまつる大御心をしのびまつる時、兩朝に仕へまつりし三條實美が憶念一刻も忘れざりし攘夷の叡慮を畏みまつるのである。いま昭和十六年十二月八日宣戰の詔書を拜しまつりてより指をり數へて三年即ち昭和十八年執筆したこの一篇を謹みてこゝにをさめ、墨夷の神州併呑の志を徹鑒せさせ給ひし叡慮をしのびまつれば、われら名も無き民草も臣民の責務遂行を怠り油斷の月日を送り來りし深重の罪惡を痛感するのである。

孝明天皇は『安政五年六月伊勢の神宮へ公卿勅使として權大納言德太寺公純を發遣し給うた御時に

も、遣使の出發した日より歸京するまでの間連日に亘つて毎夜必ず東庭に下り立たせられ御遙拜あそばされたのである』また『孝明天皇が國家の危急を御軫念あそばさるゝ餘り、清涼殿の御前庭に御葉薦を敷かせられ其の上に端坐し給うて伊勢の神宮に國家の安泰を熱禱せさせ給うた御時などまだ御八・九歳の御年少ながら御父 天皇の御後に従うて寒夜の庭上に同じく御祈請あそばしたと傳へらるゝ』(昭和年神祇院編纂『明治天皇の御敬神』)

昭和一年のころの信用ある一雑誌の記事によれば 孝明天皇御惱あらせらるゝや『親王様には三度の御食事もろく〳〵お取り遊ばさず、いつもお側近くにおはして、御看護の限りを盡くされました。陛下におかせられましても暫くも親王様を御枕邊からお離し遊ばなかつたといふことを洩れ伺ひ、御心のほども拜されて洵に恐懼に堪へませんでした。御惱いよ〳〵重らせられてからは、夜は十二時過ぎまでも御枕邊を離れ給はず、天皇様も絶えずその御手をおにぎり遊ばし、御なつかしげに御名残を惜まれた由、今思ひ出しても涙の種で御座います』(掌侍取扱樹)と拜するのである。たゞちに 孝明天皇御製について謹述しよう。

孝明天皇は天保二年六月十四日御降誕、弘化三年踰祚、御年十六にました。やがて外國船近海に出没し、嘉永六年六月米艦浦賀に來寇するや上下人心緊張警備を嚴にし、朝廷に於かせられては國家の安泰を神明に祈願あらせ給ふ。嘉永五年九月二十二日(太陽暦十一月三日)祐宮御降誕、萬延元年立太子、慶應二

年十二月二十五日 天皇崩御、寶算三十六にまします。慶應三年正月九日 明治天皇御年十六にましたして踰祚あらせられた。

明治天皇の御父帝 孝明天皇を御追慕せさせ給ひし御製を拜誦しまつる、

をりにふれて

月の輪のみさゝぎまうでする袖に松の古葉もちりかゝりつゝ(三六)

故宮 橋

たらちねのみおやの御代をしのぶかな花橋の陰をふみつゝ(三七)

思故郷

たらちねのみおやのましゝ故郷の都はことにこひしかりけり(三七)をさなくて住みし昔のありさまを折にふれては思ひいでつゝ(同)

月似古

たらちねのみおやの宮にをさなくて見しよこひしき月のかげかな(三八)

夢

たらちねのみおやのまへにありとみし夢のをしくも覺めにけるかな(四三)

明治天皇が御父帝をまたその大御代をしのばせ給ひし數々の御製のうち上に掲げまつりし六首、また、

京都をいでたゞむとするころ聽雪にて

わたくしの、下ゆく水の音きくもこよひ一夜となりにけるかな

安政四年閏五月十一日 孝明天皇新らしく造らしめ給ひし御茶室廳雪にて和歌御會あり、『樹陰流水』の御題にて『ときは木の陰を流るゝ水の音にこゝろすゞしき庭の面かな』の御製あり、明治天皇此のゆかり深き御茶室にましまし其の廊下の下ゆく水の音をなつかしませ給ひ、その水の音をきかせらるゝも『こよひ一夜となりにけるかな』と詠ませ給ひし切々たる御情意をしのびまつるにも、父帝の大御代と大御心とを現しくもうけ繼がせ給ひしを仰ぎまつるのである。

明治天皇が父帝 孝明天皇をしのばせ給ひしは身體髮膚受之父母といふやうな個體の關係からいふ孝養といふ見地からのみではなく國家と人民との安泰を願はせ給ひし、御慮を承繼せさせ給ふのである。明治天皇が『親』『子』『庭訓』また『孝』の御題にて詠ませ給ひし御製は此の史實と對照せしめて謹解しまつるべきで父帝の御志を繼がせ給ひしを孝道とこそ仰ぎまつるのである。寶算三十六にしてにはかに崩御せさせ給ひし父帝の大御心を『天壤無窮ノ皇運』に繼承せさせ給ふとこそ仰ぎまつるのである。

明治天皇御製

親

たちちねのみおやの教あらたまの年ふるまゝに身にぞしみける（四〇）
をりにふれて

たちちねの親のをしへは誰もみな世にあるかぎり忘れさらなむ（四一）

『親のをしへ』とは『親の志』であり、皇室に於かせられては『皇祖皇宗の遺訓』にましまし、親の躳育に報ゆる子の孝養といふ個體間の報恩關係の見地からだけではなく神州日本に君臨ましまし此の坤輿に宇宙永遠の生命を天壤無窮の皇運に開展せさせ給ふ神意をこゝに仰ぎまつるのである。いまこゝに孝明天皇の御製を拜誦しまつりて、明治天皇の繼承せさせ給ふところの孝道の現實的内容をしのびまつり海嶽の皇恩を仰ぎまつらうとするのである。

御製は 天皇にましまして 天皇として詠みましまし、大御歌で、御製にシキシマノミチのしをりを仰ぎ奉り『天朝の御學風』を仰ぎまつるのであるが、しかしながらそれは御製を臣民の和歌の手本と仰ぎまつり、畏くも御製を模倣しまつらむとする如き不心得は嚴戒すべきである。御製を拜誦して御慮をしのびまつり臣民の心によびめざめしめらるゝ承詔必謹の謙抑臣道感覺奉公忠節情意を表現せむと心がくべきである。吉田松陰が飯田正伯に與へて『堀江克之助は如何にも篤厚の奇士也』といひ、入江杉藏に與へて『……堀江克之助と申水戸の豪士あり……此人殊の外神道を尊び天朝を尊ぶ人なり毎々被レ申候居候』といひ、また『乍レ恐天朝の御學風を天下の人々に知らせ天下の奇材英能を天朝の學校に貢し候様致候得ば天下の人心一定仕るに相違なし……』といふ。此の『天朝の御學風』とは、それにつゞいて『尊王攘夷の四字を眼目として何人の書にても何人の學にても其所長を取る様にすべし』といひ、『朱子

學ぢやの陽明學ぢやのと一偏の事にては何の役にも立不_申』といひ、本居學、水戸學、平田、道春、新井、室、徂徠、春臺、伊藤仁齋、林子平、高山、蒲生等の名をあげて其の學說を批判し『其長所を拔取』るべしと論じ、神代の神々より始めて『菅公和氣公楠公新田公織田公豊臣公』等の功業を讃へ、終りに『無學にして篤志なる事如レ此人は多く見不_レ申實に奇人なり可_レ學可_レ賴別符一通御覽此人の心中察し給_ヘ』と堀江克之助を推して『堀江何卒出牢させ度もの也』と反復言及する此の堀江克之助の思想批判基準即ち見識が『無學篤志』に基くものであるといふ吉田松陰の『天朝の御學風』とは『尊皇攘夷』を眼目とする思想批判即ち見識であることは賴山陽が豊公の征韓を讀武となす概念的名義論を『吾常不_レ曉_ミ其謂』と評されたのも見らるゝので『豊太閤天縱之才。目無ニ一寸。其所_レ爲事々出ニ習俗之表ニ暗合ニ神聖之道』と論じて居るのである。

『尊皇攘夷』とは君臣の大義としての國體を明徴にし、日本に對する侵略意志をその中に含有する『東洋制覇ノ非望』を撃攘するといふ國家自存自衛の神意聖慮を奉戴するといふことで、區々の美辭麗句的道徳論ではなく『篤志』の問題である。

米國の侵略意志は安政五年六月二十八日の宸翰に、『……然る處異船毎々渡來之上、刺ヘ墨夷使節着船應接和親通商を乞ひ、表には親睦之情を述べ、實は後年併呑の志顯はれぬ』と宣はせ給ひし『東洋制覇ノ非望』を撃攘するといふ國家自存自衛の神意聖慮を奉戴するといふことで、區々の美辭麗句的また安政四年三條實萬の朝廷に提出せし意見書に『墨夷申上の事件……書取熟覽候處國體不安の事情歟息の至に候……漸く申募り候趣實に國家安危唯今之所置に有_レ之……況於ニ叡慮_レは先年以來神州の瑕瑾

無_レ之様にと深被_レ惱ニ宸衷_レ臣下一同不_レ堪ニ痛歎_レ事に候……』と表白せられたるところである。

宸翰に『實は後年併呑の志顯はれぬ』と宣はせ給ひし『顯はれぬ』といふ『ぬ』の一語にその現實性を洞察せさせ給うてより八十餘年、昭和十六年十二月八日まで此の併呑侵略意志を持続して神州を窺察して居つたのである。此の非望の徹鑒洞察は理智の分析による論斷ではなく全聯闊に於ける事實の綜合的直觀であつて概念語義差別、抽斗貼票の分類ではなくその心底動機の看破である。それは所謂論理形式だけではなく、それを包容する生活雰圍氣の情調を同感して抱納する藝術的修養としてのシキシマノミチによつて達成せらるゝもので、その表現對象としての實生活内容は神州の國體を護持し臣民を愛憐せさせ給ふ御いつくしみであり、無疲倦の惠撫慈養の御誓にましますのである。此の仁慈の人道意志を神佛の理念に託して之を人間思惟の世界に構成造築せむとすれば、こゝに人智の制限に躊躇して畢竟人間思惟の徑路は自己個體中心の論理に歸還して、所謂インテリ知識人即ち迂儒腐儒の偏知唯物論としての自己神化教へカストタイスムスに墮落するのでそれは戰前の大學生と綜合雜誌との雰圍氣である。無限動亂の人生の流動に隨順して超個體の生命に没入すればこゝに無涯底の宇宙生命を傳導する旋律がそのコロコトバ即ち思想意志にやどるのである。民間の志士として仕へまつりし吉田松陰は所謂學者ではなく志士であり、その該博の學識は情意に統綜せられたので、それは古事記祝詞の研究から古朝廷の雄略偉度をしのびまつり、墨夷來寇に際して宸襟を惱まし給へば尊皇の大義を明かにして全國民一塊石となり醜夷を攘伐して叡慮を安んじまつらむとした維新志士の悲願の代表者となつたのである。孝明天皇

の大御代はまことに上に國難を宸憂あらせられ下に敵慮を安んじまつらむとする君臣一體の情意の緊迫振盪した時代であつた。孝明天皇御製を拜誦してこの間の消息をしのびまつらうとするのである。

元治元年九月十日春日社御法樂、

述懷

さまくになきみわらひみ語りあふも國を思ひつ民思ふため
『さまくに泣きみ笑ひみ』と激情をよませ給ふのは神州國體を護持せむとする宸憂の強烈なる御發

動と畏みまつるのである。

慶應元年九月十一日神宮御法樂、

獨述懷

人しらずわが身ひとつに思ひつくす心の雲のはるゝをぞ待つ
『わが身ひとつに思ひつくす』といふ『つくす』の一語にこそ痛刻の至情をよませ給ひし大御心をしひまつるのである。『心の雲』とは宸憂あらせ給ふことである。

文久二年九月十一日春日社御法樂、

寄風述懷

異人ともどもはらへ神風やたゞしからずとわが忌むものを
外に對しての攘夷ともに『正しからず』と忌ませ給ふもの、反國體思想・意志・行動は『神風』よ

奉存拂へよと宣はせ給ふのである。

同年十月十六日石清水御法樂、

薄風

夕嵐ふくにつけても花すゝきあだなるかたになびくまじきぞ
皇國臣民は國體の本義により行動すべく一時の權略により節操を失ふことながらむを戒めさせ給ひし
と畏みまつるのである。

同年御製、

砧

うたでやむものならなくに唐衣いくよをあだに猶おくりつゝ

文久三年四月九日賀茂社御法樂、

寄弓述懷

梓弓まゆみつき弓年をへずをさまれる世に引きかへさなむ
攘夷の歎慮をしのびまつり、外夷侵寇は幕府の僭濫失政に基くもの即ち國の亂れと知ろしめし給ふと
畏みまつるのである。また畏くも熟慮戒慎の御反省あらせられては、

同年十一月十六日内侍所御法樂、

竹雪深

國のことふかくおもへといまじめの雪のつもるか園のくれ竹
と詠ませ給ひ、文久三年正月二十三日内侍所御法樂、

薄 氷

おろかなる心はさむしうす氷あやふきのみに世をわたる身や
安政五年七月十一日神宮御法樂、

述 懐

神ごころいかにかあらむと位山おろかなる身の居るもくるしき
これらの御製を拜誦しては感涙に咽ぶのみである。

臣民は承詔必謹大君の御言畏み、大君の任アソブのまにく仕へまつり、大君は 皇祖皇宗の神靈を拜禮あ
らせられ奉告祈願あらせられこゝに神國日本の禮拜儀式が嚴修せらるゝのである。こゝに神人は交通し
君民一體となるのである。神國日本は此の地球上に孤聳特立しつゝ此の神人交通の儀禮を擴充して友邦
と結盟するのである。

文久元年十一月十四日内侍所御法樂、

朝 述 懐

ねがはくは朝なゝのことはをあはれみうけよ神ならば神
文久二年十一月三日内侍所御法樂、

述 懐

神ならばわが心をもしろしめしひたすら願ふことをうけませ

『神ならば』と詠ませ給ふこそ現津御神アキツミカミにまします 天皇の大御言オホミコトと畏みまつるのである。神人交通の
親和關係は 天皇の神拜に於いて至極すると仰ぎまつるのである。『神ならば神』は『神にましますな
らば神よ』と呼びかけさせ給ふと畏みまつるのである。

文久二年五月二十一日内侍所御法樂、

夕 立 過

過てゆくこの夕立の空見ればこゝろの雲もたゞ時のまか
第五句を『たゞ時の間か』と『思ふこと思ふがまゝに』詠みいでさせ給ひ、疑問助詞『か』を投擲す
るが如き率直なる御表現である。

孝明天御製の天明御製を慮るべしと詠ませ給ひ、文久三年正月二十三日内侍所御法樂、

227

むらがりて何をかたるぞ我がおもひひとしくおもへ池の水鳥
水鳥多

水鳥も我が思ひを思へよと同感共鳴を水鳥にも求めさせ給ふ切實なる御情意を『むらがりて何をかたるぞ』と問ひ『ひとしく思へ』と命令せさせ給ふ『思ふこと思ふがまゝに言ひ出づる』自在なる大御調のすがくしくも拜せらるゝのである。

立 春

はるの立つかしこ所の鈴の音に神代しられてあふぐそらかな
禮拜儀式をとりおこなはせ給ふことゝ天津御空をあふがせ給ふことゝをつながらしめて詠みいでさせ

給ひしは『天にますみおやの神』と詠ませ給ひし 明治天皇の御製と参照謹解しまつるべきである。これはあるがまゝにして神ながらなる奇靈クビを大御身みづから神ながらに神代ながらのシキシマノミチによりて詠ませ給ひし御製の威神力にして大御稟威の現實威力と畏みまつるのである。

安政二年一月十四日右大臣近衛忠熙邸に渡御、櫻花を御覽あらせられて、

安政二年きさらぎなかの四日かねて約し置たる近衛の亭に行きむかひ名にしおふ糸ざくらを見て

糸ざくらいとながき日もくりかへし風のまにくなびく花房

夕景にもなりて猶更空もとく晴れ日影もうつろひしけしき又たぐひなければ

花のうへに夕日のかけのうつろひてさらに色ます庭の面かな

日の影はをさまる頃の花の上をさらにてらして出づる月かな

色みえぬたそがれ時の花のうへにほのめきわたる今日の月影
何かとながき酒宴になりぬるほどに

歸るべき家路わすれていつまでも花にめぐらす春のさかづき

程なく警固もそろひぬれば名残をしくもかへらむとて

いつまでも何忘るべきこの殿の花さくら木の今日のながめは
三十一首中六首を選びまつたのであるが現世俗塵の煩累を忘れて忘我無心の行樂を心ゆくばかり味

はせ給ふ御興趣をしのびまつるのである。また夕日のかけろひ行くともに月の光のほのめきわたる、時間の経過ともに變化する光景を詠ませ給ふ叙景連作と仰ぎまつるのである。

此の自在闊達の大御調はその基底に記紀祝詞の言靈コトガにしのびまつる『古朝廷之雄略偉度』を傳へさせ給ふ大御稟威の御表現と仰ぎまつるのである。

文久元年八月二十四日月次御會、

一聲山鳥

鳴くからはいま一聲も二聲ももらせやもらせやまほとゝぎす

『鳴くからは』『いま一聲も二聲も』『もらせやもらせ』と破格の自由を以て口語をそのまま特に同語を疊用せさせ重複命令せさせ給ふのである。

歌の調の自在闊達であるといふことは宇宙の無極進展に隨順することであつて、こゝに永久生命の自

律が生成實存するのである。十二月八日の宣戰の詔書に、『帝國ノ生存』『帝國ノ存立』と宣はせ給ひ、『事既ニ此ニ至ル帝國ヘ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ』と宣はせ給ひたる『自存』とは國家主權の自律であつて、それを畏くも御製の大御調オホミシラバに拜するのである。個人功利を目あてとする自由主義を『背私向公』の盡忠奉公主義に轉換するといふことは神國日本の自主自律の爲めに臣民個體の自由を之に歸屬没入せしむるといふことであつて國家永久生命の自由と自律との下に於いてのみ臣民個體も内心に眞實の自由を味ひ得るといふことである。御製に自在の大御調を拜するといふことは安易輕忽の自由主義排撃の概念辯證法的論理學適用の範圍を超するものである。

明治元年の宸翰に『往昔列祖萬機ヲ親ラシ不臣ノ者アレバ自ラ將トシテ之ヲ征シ玉ヒ、朝廷ノ政總テ簡易ニシテ、如レ此尊重ナラザルユヘ、君臣相親シミテ上下相愛シ、德澤天下ニ治ク、國威海外ニ耀キシナリ』と宣はせ給ふ。此の『君臣相親』は同じ宸翰に『神州ノ危急』『神州ヲ保全』と宣はせ給ひし如く、醜夷來寇の國難によつて護國神靈國體防衛の神意として實現せられたのである。國難の逼迫するに及んでは幕府の徳川一族の政權僭竊の爲めに取つた對内驕傲對外軟弱の苟安政策では間に合はなくなつたのである。こゝに天下の志士堂上公卿また諸藩主の意見をも徵して之を連絡せしめ『公論』を決定して叡慮を奉戴し宸襟を安んじ奉らうとしたのである。

安政二年正月右大臣近衛忠熙内旨を奉じ薩摩藩主島津齊彬に宸筆の御製を受け給うたのである。

詠寄國祝

武士もこゝろあはして秋津すの國はうごかすともにをさめむ

同年二月には上記右大臣藤原忠熙第へ觀櫻の行幸あり、また同年一月には安政元年皇居炎上行宮にまします宸襟を慰めまづらむと徳川齊昭が關白鷹司政通に由り手製の琵琶を獻じたのである。また安政元年十二月十一日夜三條實萬は皇居の廊下にて齊昭と會見した夢を見たのである。これは墨夷來寇を日夜憂慮したからである。實萬は『……私は柔弱又畠水練にて何も不辨候。貴公御見込御尋申度と申懸されば、その返答なき内に夢覺めて……』と認めて水戸藩家臣石河幹忠に贈られたのである。實萬は安政六年九月五日幽居中其の日記に『今晚夢レ候ニ先帝御前。恩言燎然として覺得也。爲ニ希有之事ニ』と記してをる。すべて外夷の侵襲に對する憂念の所爲である。梵鐘を毀ちて大砲を鑄造することを唱へた齊昭はまた自製の琵琶を獻上して居る。そこに物心關係の辯證法對立觀は無く齊昭は唯物論者でもなく耽美主義者でもないのである。

文久元年十二月薩藩主島津茂久及び其の族島津久光藩臣を上京せしめ、權大納言近衛忠房等に由つて御劍を奉り、時事を建議し密に朝旨を請ひまつるにより御製を賜ふ。

文久はじめの年季冬物部の忠魂磐石をもつらぬく利劍送りこせる事時世にあたり實に憂患をはらふ志とたのもしく思ひつゝよめる和歌

世をおもふ心のたちとしられけりさやくもりなき武士のたま

元治元年四月弘前藩主津輕承烈前關白近衛忠熙に由り名刀を獻するにより御製を賜ふ。

弘前侍従より名だかき正宗の刀みごとにつくりなし送りこすとてよめる

いく世にもめでなぐさまむ名もたかき玉の刀に玉のつくりは

同年十一月二十五日先レ是仙臺藩主伊達慶邦鞍馬三匹を貢す、是日御製を賜ふ。

仙臺中將よりくら置の馬をくりこすとて

みちのくの國のつかさ心あればみつぐもみつのいさきよ喜古萬、

當時の國策樹立に資するために『言路洞開』の議があつたのであるが、畏くも度々公卿及び諸藩主に宸翰を賜ひ、また御製を賜ひたるは此の上意下達、上下の情意を通達せしめてこそに言路洞開の道のしをりを示させ給ひしものと仰ぎまつるのである。

各社御法樂の和歌とは和歌を獻じて讀上ぐることである。和歌御會と和歌御法樂とはシキシマノミチの儀式であつて、『會』は多人數の會合することであり、『法樂』は佛教用語であつて神佛に手向ける、廻向する和歌音樂の意味に語義が分化したのである。これらは研究すべき重要な項目である。

文久二年八月二十三日賀茂社御法樂に、

神 樂

心をばこめてうたへよ神樂人かゝりける世をしるもしらぬも

と詠ませ給ひ、今の非常時を知るも知らぬも神意をなぐさめまつり神助を仰ぐ爲めに心をこめて『うたへ』と勅命あらせられたのであると畏みまつるのである。

明治天皇御製を一首拜誦しまつる。

神 樂

神ならぬ人の心もすむものは神樂のこゑをきく夜なりけり

神樂の『こゑ』と詠ませ給ひたる、また靈元天皇の神樂の御製には『ものゝね』と詠ませ給ひ、唐樂、高麗樂とは異なる日本固有のウタを主とするカグラに就いて、特にそれが宮中に傳へらるゝとの深義を思はしめらるゝのである。前掲『一聲山鳥』の一首『鳴くからはいま一聲も二聲ももらせやもらせやまほとゝぎす』と連續急轉直下する音調はも音四つが續出し、『ま』音二つも類似の音韻を以て之を助け、『もらせやもらせやま……』と續いて『や』をも重ね、命令形『せ』を反復して叱咤する如くに命令せさせ給ふ急迫の大御調にも外患の爲めに日夜宸襟を惱まし給ふ御あけくれをしのびまつるのである。明治元年五箇條の御誓文を渙發あらせられしに對し奉り、奉答書に『臣等謹で叡旨を奉戴し死を誓ひ罷め從事、冀くは以て宸襟を安じ奉らん』とある此の宸襟を安んじ奉らむとする意志こそ承諾必謹の臣道規律の情意的內容である。

論理的權限の分界を心理的情意の融合に抱納することが日本精神の性格である。明治二年六月二十九日三條實美の朝議に附した時務策第一條に『欲レ通ニ上下之情意』とあるのは五箇條御誓文に『廣ク會議

ヲ興シ』『上下心ヲ一ニシテ』『官武一途庶民ニ至ルマデ』といふ生命の連絡、人心の結合を指示せさせられた聖旨と相通するものである。

こゝに『承詔必謹』の臣道は『宸襟を安じ奉らん』といふ情意的 requirement となるのである。こゝに談理ではなく情操の表現がシキシマノミチを要求し叡慮を奉戴せむと志した明治維新の志士が和歌を詠み、間接ながら草澤の間より御製に奉答しまつゝたのである。三條實美の同志であつた肥後の宮部鼎藏が『いざ子ども馬に鞍置け九重のみはしの櫻ちらぬそのまに』と詠み、三條實美が森寺大和守をして久坂玄瑞の靈前にそなへた歌に『九重のみはしのちりを拂はむと心も身をもうちくだきたる』と詠んだのは、御製、

戈とりてまもれ宮人こゝのへのみはしのさくら風そよぐなり
におのづから奉答するものであらう、そのかなしき心底に於いて。川田順氏『幕末愛國歌』の緒言にも『戈とりてまもれ宮びと』の御製を引用しまつり、ついで徳富蘇峰著『昭和國民讀本』に『世論では概ね明治維新の功を以て癸丑甲寅以降天下志士の力に歸してゐる。然も其の志士の原動力は何處より來りたるかを閑却してゐる』といつて志士も公卿も悉く天皇の大御心を仰ぎまつりて『憤發興起し』また『督勵鞭撻』を拜したものであるといふ一節を引用してゐる。

一九、學術と國家の運命

現下の世界に於いては、國家の自立はその國の學術の正しい進歩によらなければ維持せられぬのである。萬邦無比の日本國體とは、日本國體は萬邦無比の『直接經驗の學即ち體驗の學としての精神・文化・歴史・社會科學の原理』であるといふことで、國民が苦難を體驗せねばならぬといふことである。自然科學的理論と應用技術とを總攝して之を國家總力に結集する精神科學の原理は既に確立してをり『道ははやくそなはりてあれば』『神代も今も一日のごとく』『神事と歌詞には神代のてぶりのたがふことなくあやまつことなく遺れる』（萬葉集古義總）である。畏くも勅語に『我皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ』と宣はせ給ふのである。

國體明徴といふ學術的作業が國家興亡分岐の重大時局下にも國民生活に於いて必要不可缺であるといふことは、即ち人間の生活が太陽と空氣と土と水とを必要とする如くそれが不可缺であるのは、それが神州日本存立の根本條件であるからである。盟邦獨逸のヒットラー總統の生活事實に傍證を求めるよう。昭和十九年四月二十一日の毎日新聞は二十日發のベルリン國際電話を掲載したのであるが、それを摘錄しよう。この四月二十日にヒットラー總統は五十五回の誕生日を迎へたのである。

『……この誕生日の一日を總統は例年通り第一線の兵隊ともに送つてゐる。そこには幕僚長カイテル元帥はじめ大本營の將星が隨行したが、食卓には清楚な花が添へられ、祝宴は一市民のそれよりも簡単で酒抜き、肉抜きの野菜一品料理が出された。總統は軍裝の胸に僅か前大戰の鐵十字第一級章、戰傷者徽章及び金の黨員章をつけたばかりでほかに一物も飾らず、すべてをドイツに捧げた不拔の決意を物語つてゐた。

この人の歐洲的でない作戰の構想と規模と、そのあとに来る決斷とは、過去四年の相踵ぐ大進撃と一ヶ年の鮮かな退避作戰を通じて今やいよ／＼光輝を放つて來た。従つて誕生の記念すべきこの日、第一線の一兵卒の體験を聽き、長く總統が胸に描き得た内線作戰計畫に最後の終止符が打たれるであらうことは容易に想像されるだらう。

決戦を前に最近は軍事、外交、内政其他に關する重要會談の間に戰史、外交史をはじめ多數の書籍を讀破し、樞軸國に關しては特に日本をはじめ列國の情報を丹念に通覽し、外地放送まで聽取してゐる。その感受性の強さ、判断の鋭さは側近さへ舌を卷いてゐるほどで、この激しい仕事のうち僅かな時間を割いてシユペーヤ軍需相其他専門家から土木工事、建築に關する學術講演を聽くが、これは總統が好んで耳を傾けるペートーヴェン、ラグナー、ヨヘン・シユトラウス等の莊重な音樂と共に彼のスペルタ的生活に織込まれた唯一の綾である。

總統は正しく精力的で、しかも常に明るい理想と希望を持つ。ドイツ國民は永遠に滅亡するもので

はないと固く信じ、勝つことはドイツ民族に與へられた天命であると確信してゐる。

「日本の武人と同じです」と側近が傳へる彼の不退轉の決意と簡素な生活から滾々としてほとばしり出づる無限の精力は、長い戰爭生活を通じていよ／＼強く、いよ／＼堅い。

獨裁者の健康は慥かに一時代を左右する。スターリンソ聯首相をはじめルーズベルト、チャーチルがテヘラン會談の後でそれ／＼健康勝れず、病氣說さへ傳へられたことがあつたが、その間にあつても總統のみはその健康を少しも害ふことなく國民に非常な安心を與へたのであつた。

今やこの人にひそむ超人的な意志と體力とは、呼吸を計つてナルヴィク、リガ、ボルドー、ローマを通ずる數千キロの戰線に一時に嵐を呼び起すべく運命のボタンを押さうとしてゐるのである』

戰史外交史をはじめ多數の書籍を讀破し、世界の情報を通覽し放送を聽取し、學術講演を聞き音樂を鑑賞して居るといふ此の生活方式は、三條實美の西竄時代の生活と酷似してゐるのである。學問修養は不斷に必要である。

鬼畜米英の非望を破碎するといふことは、彼等の誤謬思想不逞意志のマチガヒを指摘するといふことである。此の誤謬指摘は思想戰的方法から武力戰的方法に進展してゐるのである。戰力増強軍備充實は技術と經營と戰略とすべて『學術』を離れて實現すべくも無いのである。それは自然科學的研究とともに、それを總攝して之を合目的に組織運用する精神科學的研究が必要であつて、此の方面に就いての敵

情を知ることが急務である。

米國の戦意と戦力とを知る爲めには例へばリンカーンやホイットマンを研究することが必要である。松田福松氏の『米英研究』、故河村幹雄氏の『日米不戦論』の如きは此の戦争に從事して居る『見えざる』力であり、又見えざる力たらしめねばならぬ。詩人高村光太郎氏譯のホイットマン『自選日記』の『トマス・カアライルの死』を読んで見る。ホイットマンに就いては、現代日本の獨創的の詩人でありシキシマノミチの達人である鹿曾渡が、日本の祝詞とホイットマンの詩とを比較評論したことは『文壇』では注意を惹かなかつたのであるが、對米思想戰備の一作業であつた。カアライルに就いては、河村幹雄氏がその門弟にそのサルトル・レサルタスを講義し、老ヴァントも前大戦當時英國に於いて對獨挑戦に反対する唯一人がある、その人は此の世の人ではない、その人とはカアライルであるといつて居る。

ホイットマンのいふ「モクラシイ」とは同胞愛で結ばれた不可分離の、吸引力のある、同志の結合である。『眞理は事物の正しい關係にある』ことを知つてゐるホイットマンは、箇々の事物を眞理又は實體に換置しようとはせぬのである。そこに詩人ホイットマンの眼にうつる『束縛せられぬ海』がある。それらを凌駕すべきシキシマノミチの雄渾なるシラペをわれらは記紀の歌謡に、延喜式の祝詞に見出すのである。それには愛國百人一首だけでは間に合はぬのである。

純忠三條實美的歌のシラベこそは今日米英の非望破碎の爲めに勵員せらるべきである。そのシラベは

謙抑臣道規律から生るゝのであつて、正しく思想するといふことは威張らぬことであり、この威張らぬといふ臣道規律を守つたといふことは學問修養があつたからである。こゝに臣道科學は謙抑を教令するのである。これは社會は個人に先行するといふ事實に基いて、個人は社會國家又は祖先に對して感恩の態度を取ることとなるのである。此の態度を取らず威張るものは個人主義の誤謬に陥つたものであつて、人ととの間の關係を知らぬもの、無知の『間抜け』である。知的には『間違ひ』であり、道德的にはマヌケであり、バカである。

三條實美的西竄はその壯年時代に修鍊を積むべき逆縁の恩寵であつた。前世界大戦の勝利者フオツシユ元帥が五十六歳まで大佐であつたといふことは修養の期間が與へられたものと見らるゝのである。

三條實美的思想を支配してをつたものは宸襟を安んじまつる一念であつた。攘夷の叡慮貫徹の一途であつた。畏くも 孝明天皇は安政五年六月二十七日の宸翰に墨夷の『後年併呑之志顯はれぬ』と宣はせ給うたことは前掲の通りであるが、こゝに『三條家文書』に收められたる安政五年の『神州萬歳策』(倉具視起草) 中の『第一和親不可レ然之事』に、

『墨夷之一條古今未會有ノ大事デ候。若假條約ノ如ク於レ被レ許者 神代ノ間ヘ云ヘズ 神武帝ヨリ幾千年堂々タル神武ノ 皇國獨立ノ規則當御代ニシテ一時ニ廢毀セラレ遂ニ異邦ノ屬ト成シ事誠ニ恐懼悲嘆ノ至ニ候……』

とあるのが當時上下人心の不安の内容を記述したものである。安政五年(一八五八年)以來八十餘年間此

の併呑意志を十分に實感せずして今日に至つたのである。微力言ふにも足らぬ筆者の如きも自ら省みて油斷を懺悔せねばならぬのである。

これは單純に油斷して居つた、ウツカリして居つたといふのではなく、精神科學的研究方法上の重大の過誤に基くものである。即ち震慮をしのびまつること、が史的研究の主導動機であることを知り又感じつゝも、痛切に實感せざりしが爲めであつたのである。

こゝに精神科學的研究方法の缺陷は不忠に歸着することを思はねばならぬのである。『五體投地求哀懺悔』の告白は昭和の大御代に仕へまつる臣民の心情を七百年の昔に於いて人生觀上の罪惡感としてわからる祖先が告白したものである。

吉田松陰に此の精神科學的研究方法を示唆したものは内外多事の時代の急進そのものであり、水戸の史學であり、山鹿素行の實學であり、佐久間象山の科學其他であつたのであるが、獄中で面會せずして文通交際で相知つた水戸の豪士堀江克之助との同感共鳴によるところが多いと思はるゝのである。『無學にして篤志なる』『殊の外神道を尊び 天朝を尊ぶ人』（松陰書簡安政六年七月）であり、『祈念を籠て内外の敵を拂はれよ。一心を殘置て給はれよと丁寧に告戒せり。吾誠に此言に感服す』（留魂錄）といふ此の告戒した人は堀江克之助であり、同九月十一日に堀江に與へて松陰は『天照の神勅に日嗣之隆與ニ天壤ニ無レ窮と有之候處、神勅相違なければ日本は未だ亡びず。日本未亡されば正氣重て發生の時は必ある也。只今の時勢に頓着するは神勅を疑ふの罪輕からざる也』といつてをる。尊攘堂の計畫もそれが日本教學

の理想を示唆することも、菅公、楠公、三條公と連絡する精神の系圖を傍證するものである。一

史的研究の方法に就いて考察しようとするのは上記の如き情意的要要求に隨順せむとするのである。

歴史的研究、また史學的研究といつて、正確緻密の文獻の研究、遺跡の調査等も必要であるが、從來の史的研究に於いて何年何月何日に誰が何處で何を爲したといふやうの概括的事實を列舉する編年史的研究はそれが個人日記の微細に立入つても、それらは要するに一定の精神生活に於ける價値を決定する爲めの諸條件として必要であるのであつて、讀書するに辭典字引が必要であるやうのものである。辭典編纂は必要であるが、それが學問の究極の目的ではない。

それ故にこゝに試みられようとする三條質美に就いての研究は從來の研究方法とは異つた見地から爲さるものであるが、これは從來の諸研究に對して之に代替し之と換置せらるべきものではなく、從來の諸研究又は諸資料、諸編纂物に基きてなされ、又それらと相補足すべきものたらしめようとするのである。

まづ第一に研究は學術的又は科學的に正確のものたらしめたいのである。間違つた研究とその發表と

は必ずその世間に悪影響を與へるのである。間違つた學說が世間を迷はすといふことは隨分ヒドいもの

である。各地帝國大學の法文科の教授の一部の間違つた論説が皇國の正しい傳統と精神とに背反するものであつたといふ重大の事實は著者が同志と共に論究指摘したところであり、それは國憲國法により處置せられたのであつてこゝにその個々の實例を反復指摘はせぬのであるが、一言それに言及するといふことは學問のアヤマリといふものゝ如何に恐るべきものであるか、といふことを力説せねばならぬからである。

大東亞戰爭は米英のマチガツタ思想意志から起つたもので彼等が『東洋制覇ノ非望』を達せむが爲めに『東亞ノ禍亂ヲ助長シ』以て神州の『存立』を『危殆ニ瀕セ』しめむとした。それが、即ち彼等のマチガツタ思想精神意圖が戰争の原因である。此の原因を、此の人類生活の正しき開展の『障礙』を『破碎する』爲めに全國民が總蹶起して義勇奉公せむとしつゝあるのである。此の如く戰争目的は畢竟マチガツタ思想意志の破碎であつて、その爲めに全國民決死奮戰國家の總力が集結せられつゝあるのである。

此のマチガヒとは間、即ち二者の關係の誤認である。米英人は歐洲だけで東洋を制覇しようとするの

である。東洋文明といふものゝ價值を認めようとせぬのである。それは米英にも東洋に關する學問も發達し學者もあるのであるが、東洋の特に日本の文化に就いての認識批判が足りないのである。それ故に日本を尊敬せず地上から日本を抹殺しようと宣言し、前駐日大使グルーの如きは日本の傳統精神即ち國體の剔出を公言して居るのである。それは彼等の脅威爆撃を獨佛伊の歐大陸に於ける文化施設及び建築物に加へたことによつても證せらるゝのであつて、米英、特にルーズヴェルト治下の米國人の如きは野蠻

人であるが、彼等は無智蒙昧の原始人ではなく高度に近世自然科學の技術を採用して居る地獄の住人であるから、彼等のマチガツタ思想意志を破碎する爲めには彼等の手にある武器を破碎せねばならぬのである。

此の航空機を主體とする諸武器も亦精神生活の產物であることを知らねばならぬ。資材を發掘採取し製造加工し運搬編制して戰列に機動せしむるものは彼等の精神力である。それは無智の原始人の能くせざる所である。それ故に米英の物的自然科學的研究技術を凌駕すべき技術を發達せしめ力を發揮せしむべき綜合精神文化こそ『必勝』の戰力要素である。それは局分細部に於いて正確でマチガヒ無きだけでなく綜合全局面に於いて正確でマチガヒ無き又均衡の取れたものたらしめねばならぬのである。

マチガヒとは關係の誤認であり、米英が人類文化の開展に於いて東洋の特に日本文化の價值を認識するを得ず全く獨善的であるといふことは彼等の國內に於いても個人主義利己主義から脱するを得ざるべきで、現下の對日反攻に於ける戰意の如きは人間の鬪争本能が彼等の人種的文化的優越感によつて助勢せられて居るもので、彼等の毎日排日思想それ自身がマチガヒ思想であるから、それは彼等内部に於ける結束を弛緩せしむる要因たるべきである。

併しながらこれは日本が本來の精神威力を十分に發揮するといふ立場に於いてのみ主張し又實現し得ることであつて、日本がその本來の傳統精神を遺忘して居つては發言主張の資格を失ふべきである。ここに於いて日本精神の研究と鍊成とが要求せらるゝのである。此の三條實美的評傳も此の目的の爲めに

勤員せらるゝ一勞作である。

又米英が一九一四年の第一次大戦以來毎日排日政策を取つて嘉永六年のペリー來寇以來の侵襲政策を強化しつゝあるといふことは、日本に於いても『且は我國體に戻り、且は我祖宗の御制に背き奉り浅間しき』ところの『中世以降の如き失體』即ち源平北條足利徳川諸閥族の民主々義幕府政治の爲めに國體が不明徴であつたから古朝廷の『雄略偉度』（吉田松陰用語）が晦冥にせられて居つたからこそ米夷が跳梁したのである。そこで國體明徴即ち尊皇攘夷が唱へられ實行せられたのである。

今日四方から神州に來寇せむとする鬼畜米英に對して明治維新尊皇攘夷運動の精神的指導者たりし三條實美的言行を研究し、之を刻下に感應交通せしめ再現しようとするのである。その爲めには考證穿鑿の迂路に徘徊することなく、一般のまた特に同志の諸研究に依據して直ちに三條實美的コトバを分析して直接その生命精神に觸れようとするのである。

われら臣民が承詔必謹『大君の詔畏み』まつりて奉公することは大御言に従ひまつることである。詔勅御製の拜誦こそ臣民臨戰の思想的用意の第一次必修儀禮であることは言ふまでもない。宮城を遙拜し奉り、『伊勢の宮居』を始め奉り護國神靈を禮拜し、詔勅御製を拜誦して出陣することは日本臣民に恵まれたる稀有の幸慶であり、大勇猛心を奮ひ起すべき大歡喜心發起の勝縁勝境である。

盟邦獨伊に於いてヒットラー總統ムツソリーニ統帥のコトバがその國民を指導したことはいふまでも無い。伊太利に於いてペドリオの裏切はムツソリーニの思想が全伊太利國民に徹底せず近親チアノ伯す『否定』したものであるから將來戦争は無くなると宣言したもの（濱口雄幸著『隨感錄』一一〇頁）もあつたのである。

傳とか傳記とかいへば、個人一生の事蹟を記述したものと解せらるゝ。『傳』にはその他種々の意味があり、用法もあるが、今日さういふことに觸れず置く。個人の『事蹟』といひ、『功業』といふものも、よく考へて見れば個人だけで成就したものではないのであるから、英雄とか偉人とかの傳記といふものも歴史的研究とか時代の變遷とかいふものから切離し得べきではない。微賤から起つて高位高官に登つたとか、天下を取つたとかいふ英雄傳記といふものは成功ものがたりの一種で現日本では殆んど用の無いものとなつたのである。太閤記といふやうなものは前時代の遺物である。今日の現日本では萬人が英雄であらねばならぬ。萬人は『萬民』であるからして、天皇に對し奉れば齊しく臣民である。國家の秩序、軍隊の規律は官位階次の上下を分つけれども、天皇に對し奉ればその忠節臣道は最高の

道徳であるから地位の差等は殆んど消失せむとするのである。それ故にこゝに三條實美傳記々錄といふのは此の臣道實踐の大海上に没入する個人、即ち日本臣道の實踐者としての一人物に就いて記述しようとするのである。

三條實美は三條公、條公と呼ばれ三條實美公といふ方が語感にしつくりするのである。その薨去の時は正一位大勳位公爵内大臣の位にあつたので、位人臣を極めた、といはるゝのであるが、それで少しも不自然や無理が感ぜられず、全く當然の事柄と感ぜらるゝのである。これは人臣としての最高地位がその臣道實踐内容と相應して居るといふことである。こゝのところを分析研究しようとするのであるから、『傳』といつても『記錄』といつても英雄物語ではなく、精神・文化科學的又は心理學的研究である。科學的研究といつても細目調査體系構造の儀容を整へようとするのではなく、眼前の時局の要求に即應しようとするのである。敵は日本の領土に侵襲せむとしつゝある。一刻の、分秒の猶豫も容さざる危機に對應せむとするのである。

此の時局に對應し、現實生活に立脚してわれら臣民の思想意志行動を決定し、それが前後首尾一貫したものたらしめようとする意志又は念願が、精神・文化科學又は心理學の核心である。

當面の敵米英はその豊富なる物量を以て四方より神州日本に侵襲せむとしつゝある。此の物量、又は鐵量とはジャングルの樹木の如き物量ではなく、地上地下空中の資源から生産したもの、即ち敵米英人の意志と知力とによつて始めて現成せしめられた物量である。それは米英の精神の又は精神力の所産で

ある。『物・心』は相反撥し相背馳する事實ではなくそこにあるものは人間の意志、即ち當面の鬪志である。第一次に生成實存するものは人間の意志・精神である。

武器の不足を精神力を以て補足するといふことはある。此の場合の精神力は劣勢武器又は肉彈の威力を最高度に發揮せしむるのであるから、優秀多量の武器の使用者の無氣力なるに對抗し得るのであるが、此の場合にも武器と精神力とは相背馳又は相反撥するものではないのである。物量には物量を以てせねばならぬといふのではダメで、物量を調達する精神力を昂揚せよといはねばならぬのである。

精神力には限度があるので、物量を要する、といふ思想法は、精神と物質とは對立し分離して居るものであるかの感を與へるのである。——これは危險の間違、アブナイ・マチガヒである。

議論の時ではない、實行の時である、一にも實行、二にも實行といひ、不言實行といふ。これもアブナイ・マチガヒである。實行も實踐も周密に考慮し、堅確に決意し、斷乎として實行せねばならぬ。そこに即ち實行には研究・論議・熟慮・決心等の精神的活動が必要である。それは討究議論の形式を取ることが普通である。それ故に研究討論等を回避するナマケモノ又は横着者が『議論よりも實行』とか『不言實行』とかいふ場合が多いのである。

迂遠の議論、間違つた議論がいけないのは言ふまでも無い。實行の誠意がない、虚偽の多辯を弄するのは『巧言令色鮮矣仁』である。實行の決意を潜めて沈黙しつゝ、機を見て決行するのはよい。それらの日々の場合の實際に就いてこその可否をいふべきであつて、概括理論として『不言實行』といひ『議

論よりも實行』といふ理論はマチガヒである。

此の間違つた思想法から解脫するには正しい精神・文化科學又は心理學が必要である。それがコトノハノミチであり、日本のコトノハノミチとしてのシキシマノミチである。

コトノハノミチは『言葉の道』である。『言葉』とは思想である。コトノハノミチは思想法であり論理學ロヂツクである。即ち研究方法論である。此のコトノハノミチが戰時に於いては思想戰の役目を分擔するのである。盟邦ドイツではヒットラー總統を始めとして、ゲツベルス宣傳相以下此の思想宣傳戰によつて敵の謀略を挫くとともに、國民の思想を指導し士氣を鼓舞しつゝある。日本に於いても首相を始め各大臣、情報局、陸海軍報道部、言論報國會、文學報國會等皆此の方面に思想戰の任務を分擔してゐるのである。

今日の時局は實に重大である。古人をも動員せねばならぬ。楠木正成や吉田松陰は現に忠義奉公しつつあることは誰も疑はぬのである。今こゝに三條實美を地下より喚起し、その忠魂を魂喚ひして、今こそ全國民は一塊石となり、一丸となつて、祖先の靈とへもに將來の未だ生れぬ生命を憶念しつゝ、こゝに無限の威力を結集して、『冀くは以て宸襟を安んじ奉らむ』と祈念すべきである。此の祈念よりこそ、戰力増強士氣昂揚、以て醜夷擊滅の聖業を翼賛し奉るを得るのである。

思へ、萬々一にも、假にも神州日本が敗ることありせば、それは人類文化の消滅であり、宇宙神靈の亡失である。

文化は交通によりて發達開展する。東洋文化の開展を否定し、その現實把持者神國日本を地上より抹殺せむと放言するものをして其の肆意の發揮を許容するならば、此の地球は人類の住所としての價值を亡失するのである。今こそわれらは決死此の鬼畜を擊滅すべき聖戰に總出動すべき唯一無二の神機である。

此の『宸襟を安んじ奉らん』とする臣道意志の傳統把持者を、孝明天皇 明治天皇の兩朝に仕へまりし純忠臣道の龜鑑三條實美に見出すといふ事實こそは、これ實に護國神靈加護の一表徴である。

一一〇、おくがき

著者の著作動機は卷頭目次に於いて分析告白してあるのであるが、終の項目(二三三)に之を要約して置いたので、是非とも目次を讀まれることを切願する。

回天實記を始め梨木神社鎮座五十年記念祭奉贊會發行蘇峰徳富猪一郎編述『三條實萬公・三條實美公』七卿顯彰會編纂『七卿回天史』等は三條實美的經歷を叙するに有力の参考書であつたのでそれ／＼の會と著者とに謝意を表する次第である。上記のまたその他にも三條實美的傳記として史論として特色ある著述の惠澤を蒙つてをり、菅原道眞、楠木正成に就いての研究、勤皇思想開展史、明治維新史といふ風の諸著述からも惠澤を蒙つてをるが、かういふ方面では殆んど無識に近い著者ですらも一々その名を擧げるとまが無いくらゐ多數學者の研究に接したのは、三十年餘も政教社の『日本及日本人』に寄稿をつゞけて居つたからで、それは同誌や又その分身『大日』から受けた『恩』であるが、今日となつては細かい事は多く忘れてしまつたのは申わけ無いことである。また同志の研究に負ふところあるは言ふまでも無いことで、最近自分が『梨のかたえ』の歌の價値を強調するやうになつてから夜久正雄氏阿部隆一氏の新しい研究からも助勢を受けて居るので、『恩』といふことを感ずる次第である。かういへば此の『恩』の思想を歐洲の思想と對比研究せられた川合貞一氏の學説を思ひ出すのであるが、川合氏は盟邦ドイツの老ヴァントに直接教へを受けた現日本學界の耆宿であつて、ヴァントは自分の——かういふコトバを

用ゐることが許さるゝならば——私淑して居つた學者である。ヒツトラーの出現を豫言したのは此の不思議の『人』である。一九二〇年八月三十一日の其の死に先立つ數日前に口述した『世界破滅とドイツの哲學』の中で、——ヒツトラーといふ名を指すべくも無いが——戰から歸還した『青年』といふのは正に今のヒツトラー總統である。

此のヴァントの自傳には彼が少壯學者として焦躁過勞の爲に病んで教壇に倒れ死に瀕した時に『まことの靜寂』を感じたことが細かく説いてあつた。一言でいへばヴァントは宗教的人格であつた。そこで三條實美を研究する爲に、日本武尊、聖德太子を始め奉り菅原道眞、親鸞、實朝、楠木正成、北畠親房等の神祕性をもつた人と思想との研究をして、それを歴代 天皇の御慮をしのびまつるべき歴代御製の研究に收めて此の『神秘』を『現實』に結付けねばならぬと思ふのである。和歌の淵源に溯り又『太上天皇御書下預時歌』三首に其の勤皇意志を黒闇を破る無礙光の如く電閃せしめた實朝の生活の神祕性としての古今獨歩の和歌生成の條件、親房の外國文化攝取論等の爲に多くの頁を費したのも其の爲である。

讀者諸氏は全篇二十章二百三十三項の索引的目次をも一瞥、またねがはくは通讀せられ、『大消耗戰』といはるゝ此の總力戰の後に創作せらるべきものを行間に読みとられたいのである、著者の貧しき又足らぬコトバからではなく、其のコトバのつながるべき無窮生命につながることによつて。

終りに印刷出版當事者の御盡力は、特に此の非常時局下に於いて深謝するところである。

(出版會承認)
(う160078)

傳美實條三



製 製 不 許

發行所 株式會社	日本雄辯會講談社	著作者	三井甲之
發行者	高木義賢	東京都小石川區音羽町三丁目十九番地	昭和十九年十一月十日 初版印刷 (五〇〇〇部)
印刷者 (六五)	倉島清高	東京都芝區田村町四丁目二番地	昭和十九年十一月廿五日 初版發行
印刷所	東都印刷株式會社	東京都小石川區音羽町三丁目十九番地 東京都芝區田村町四丁目二番地	定價 一二圓五十錢 特別行為稅相當額十六錢 合計二圓六十六錢

本製田山 (九ノ二町路淡區田神都京東) 社會式株制鉛版出木元 製

著者紹介

明治四十年東京帝大文學部國文學科卒業。
著書に『明治天皇御集研究』『親鸞研究』
『しきしまのみち原論』『天皇親政論』『詩
集祖國禮拜』『詩集日本の歡喜』等あり。

—書圖行發社談講會辦雜本日大—

大串著

日本國家論

日本神話を骨子として、何人にも近づき得べき B六判

一・八〇

平明さを以て日本國家の本質を闡明した名著。二八四頁

兎代夫著
明湯淺著
生活の單位

人間生活と切離し難い細胞學を興味深く一般に B六判

二・〇〇

理解せしめ、以て戰時國民生活の合理化に資す二五八頁

二・〇〇

俊蒲生著
本居宣長著
玉鉢百首論釋

皇國の道を詠み出でたる本居宣長翁の「玉鉢百首」を論釋し、以て宣長精神の神髓に觸れしむ二三二頁

一・八〇

二・〇〇

明治昭和

日本繪畫史

美術操觚界三十年に及ぶ著者が獨自の立場より B六判

二・一三

二・一三

中河著
日本文藝論

評論集。時務に觸れながら日本文藝のありかた B六判

二・一三

二・一三

石川宰三郎著
東亞研究所編
異族の支那統治史

明治以降現在迄の日本繪畫の變遷發達を詳述す六二四頁

三・七九

三・七九

徳駒三井著
大陸小志

著者が大陸に志してより滿洲國建國迄の經緯を B六判

二・三〇

二・三〇

藤行著
勤皇家戸原卯橋

生野義學に黨し事敗れて自殺せる秋月藩の勤皇 B六判

二・四三

二・四三

岡不可止著
吉田松陰

道義の志士吉田松陰の思想發展の徑路と其の實 B六判

二・八六

望茂月著
佐久良東雄

跋面を探求し、以て松陰の眞生命に觸れしむ。四四三頁

二・八六

晃淺勝大著
佐久良東雄

幕末の勤皇歌人佐久良東雄の純忠無邪の精神と B六判

二・六三

二・六三

有吉武野著
鳴呼乃木將軍

行動を東雄獨特の萬葉調歌詠を綴交ぜ乍ら敍述 B六判

三・一

三・一

七卿著
七卿回天史

幕末の國學者大國隆正の生涯を描くと共に其の B六判

二・五九

二・五九

有吉武野著
七卿回天史

主著を通じて彼の思想と其の現代的意義を闡明 B六判

三・七六頁

三・七六頁

保重七卿著
七卿回天史

將軍麾下として出征せる著者が日清日露の戰闘 B六判

二・五九

二・五九

快樹淳著
慈雲尊者

蘇我石川麻呂他君國守護の人物八人を拉し來つ B六判

二・五五

二・五五

保田與重郎著
慈雲尊者

七卿西走事件を中心として維新直前に於ける尊 B六判

一・八〇

一・八〇

江戸佛教界稀有の偉僧たる慈雲尊者に關して高 B六判

二・六七

二・六七

—書圖行發社談講會辦雜本日大—

—書圖行發社談講會辨雄本日大—

仁田	勤勞青少年の指導	心理と生活、指導者、指導の實際等、一々具體に基いて勤労青少年指導の理論と實際を論述	A五判二・八〇
崎著	勤労賃金と労務者指導	勤務管理二十年に及ぶ著者が、體験に基き賃金を通じて労務者指導の新理念を探求した名著。	A五判二・九〇
喜富	文生著 戰時下的產業安全運動	工場安全運動三十年に及ぶ著者が、「安全頌」を解説し、安全運動實踐の具體的方法を明示す。	A五判三・二〇
俊蒲	三根著 勤労者の創意工夫教育	如何にして勤労者の創意工夫の力を啓發培養し且つ之が助成と實踐の指導をなすべきかを論ず	A五判四・六二
省山	馬顯著 日本書誌學之研究	序説・寫本・國語國文・版本・附載の五篇に別	A五判四・二二
伴原	彦田著 中世における都市の研究	日本國體學建設を畢生の事業とする著者が歐國の神話其物を通して天皇一乘の我が國體を闡明	A五判二・五〇
友大	太西著 帝國憲法と金子伯	我が國中世都市の概觀、社會構成、經濟組織を論述して、その發展過程に及べる貴重な論究。	A五判三・八〇
一井著	帝國憲法と金子伯	帝國憲法制定の功勞者故金子伯の事蹟を綴交ぜ乍ら帝國憲法制定の精神とその制定過程を詳述	A五判三・五〇

丁本 14-14

終